



厚真町復旧・復興計画

第 2 期

令和 2 年 4 月



厚真町復旧・復興計画 第2期 目次

1. はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の期間と位置づけ	1
1-3 計画の構成	1
1-4 復旧・復興の基本方針	2
1-5 第2期の概要	2
2. 復旧事業の進捗状況	3
3. 町民意向	7
3-1 町民アンケートの結果と分析	7
3-2 町民ワークショップの結果と分析	10
4. 復旧・復興に向けた取り組み	14
4-1 住まい・暮らしの再建	15
4-2 なりわい（仕事）の再生	31
4-3 災害に強いまちづくり	43
5. 地域別整備方針	57
5-1 北部地域	59
5-2 厚真市街地	62
5-3 上厚真市街地	64
6. 第3期（復興計画）の策定に向けて	65
参考資料	別冊
資料1 計画の策定体制	
資料2 策定経過	
資料3 ワークショップ（第2回・第3回）の実施結果	

1. はじめに

1-1 計画策定の趣旨

平成30年9月6日未明に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」による災害（以下、「本震災」と記す。）は、厚真町を含む胆振東部3町を中心に、未曾有の被害をもたらしました。町内では37名(関連死1名を含む)の尊い人命が失われ、停電や断水などライフライン被害に加えて家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、すべての町民が被災者となりました。

被災した公共土木施設や農地などでは災害復旧事業が本格的に始まりましたが、里山の景観は被災したままであり、生活の基盤である住まいや生産基盤の再建に向け、多くの町民が悩みや不安を抱えています。

厚真町復旧・復興計画（以下、「本計画」と記す。）は、生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、町民一人ひとりが思い描く復興後の“あつま”について、復興ビジョンや実現までの事業計画、行程などを取りまとめたマスタープランとして策定します。

1-2 計画の期間と位置づけ

(1) 計画の期間

7年間（令和元年度～令和7年度）

(2) 計画の位置づけ

本計画は「厚真町第4次総合計画（平成28年度～令和7年度）」を基本とし、本震災で顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、さらなる地域の発展に向けた計画として策定します。

1-3 計画の構成

本計画は、第1期、第2期、第3期の全3期で構成します。

第1期（策定期間：平成31年3月～令和元年10月）

被害状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示すものです。

第2期（策定期間：令和元年11月～令和2年3月）

施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みを示すものです。また、策定中の地域再生計画などにに基づき地域別整備方針を示します。

第3期（策定期間：令和2年度）

第4次総合計画の後期計画および次期地方創生総合戦略と連動し中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的な発展を目指すまちづくり計画を示すものです。

図表1-1 策定期間と掲載内容

令和元年			令和2年			令和3年	
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
第1期 ・被害状況 ・復旧事業 ・住まい再建の支援策			第2期 ・施策体系 ・分野別施策の方針 ・取り組み内容			第3期 ・第4次厚真町総合計画と連動した 中長期視点での取り組み ・災害に強いまちづくり	
【被害が甚大な地域】・地域再生計画							

1-4 復旧・復興の基本方針

町民や関係機関、震災をきっかけにつながりを持った外部の人材などとの連携により、これまで暮らしてきたふるさと‘あつま’を再生するとともに、これからも暮らしていきたい、次世代へつないでいくことができる‘あつま’を実現するために、以下に示す基本方針に基づき、復旧・復興を進めていきます。



住まい・暮らしの再建

被災された町民一人ひとりが今後も厚真町で安心して住み続けられるように、住まいの再建支援や公共交通、インフラなどの環境整備の他、被災者の心身のサポートなどの保健・福祉・子育て・教育の充実に向けた取り組みを進めます。

基本方針

なりわい（仕事）の再生

甚大な被害を受けた農業・林業・漁業・商工業・観光の各産業の早期復旧と安定化を目指すとともに、被災後にできた新たなつながりを活用した、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めます。

災害に強いまちづくり

本震災の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直しや地域防災体制の整備など、ハード・ソフト両面の防災・減災を推進し、しなやかで持続的な発展を目指した取り組みを進めます。

1-5 第2期の概要

第2期では、施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みを示します。分野別施策については、主に「住まい・暮らしの再建」や「なりわい（仕事）の再生」を中心とした町民生活の復旧に関する分野別施策について、方針や取り組み内容を示します。

また、主に北部地域において策定を進めている「地域再生計画」について現時点での検討内容を踏まえて、各地域の整備方針を示します。

2. 復旧事業の進ちよく状況

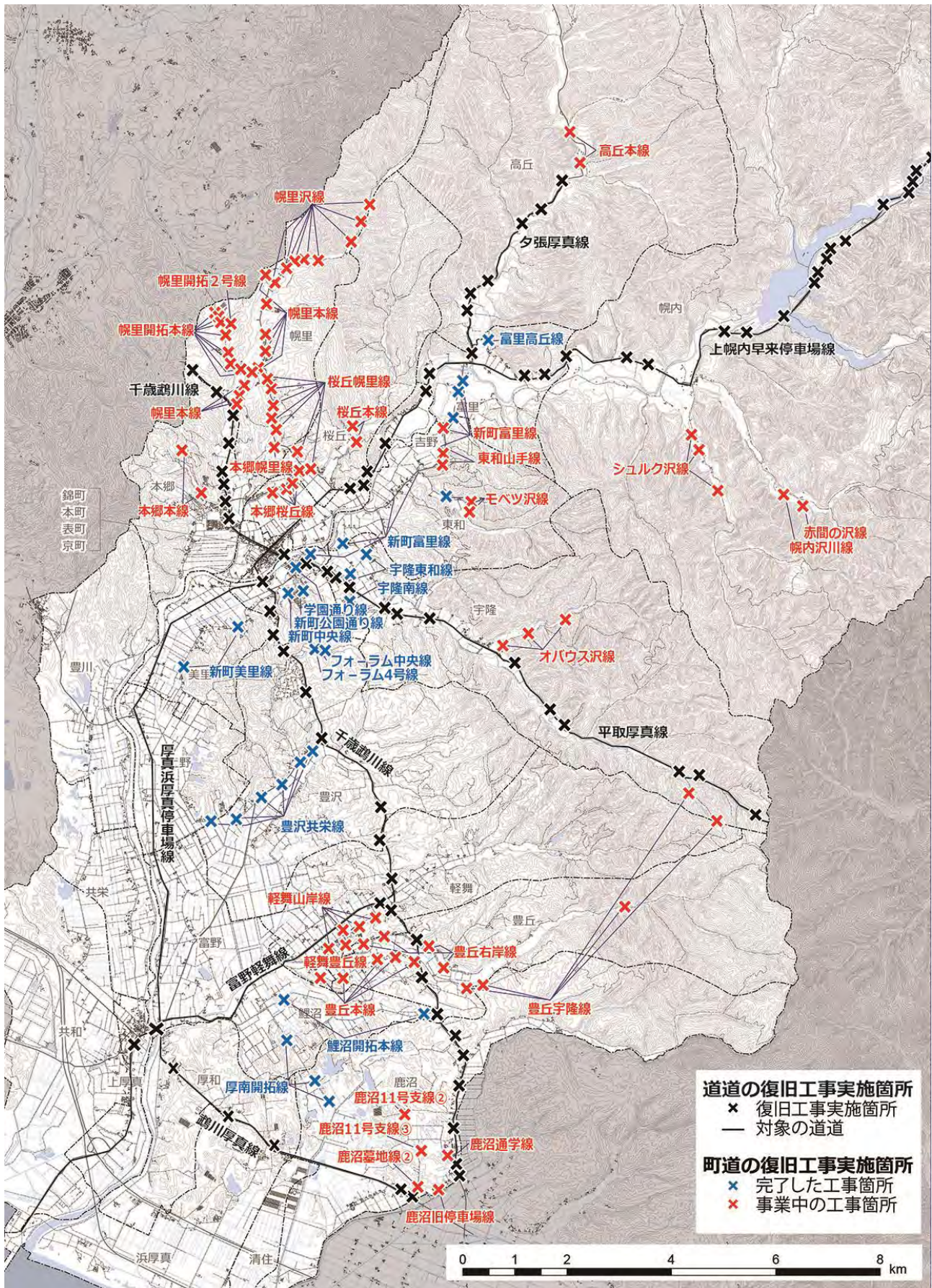
本震災により被害を受けた住宅、道路・河川などのインフラ、学校などの公共施設、農地・農業用施設、森林林業施設の復旧工事を下記のとおり実施しています。なお、特に町民生活に影響の大きい、道路・河川の復旧工事、砂防事業などについて、図表2-2、図表2-3に位置と進ちよく状況を示しています。

図表2-1 町内で実施している復旧事業とロードマップ

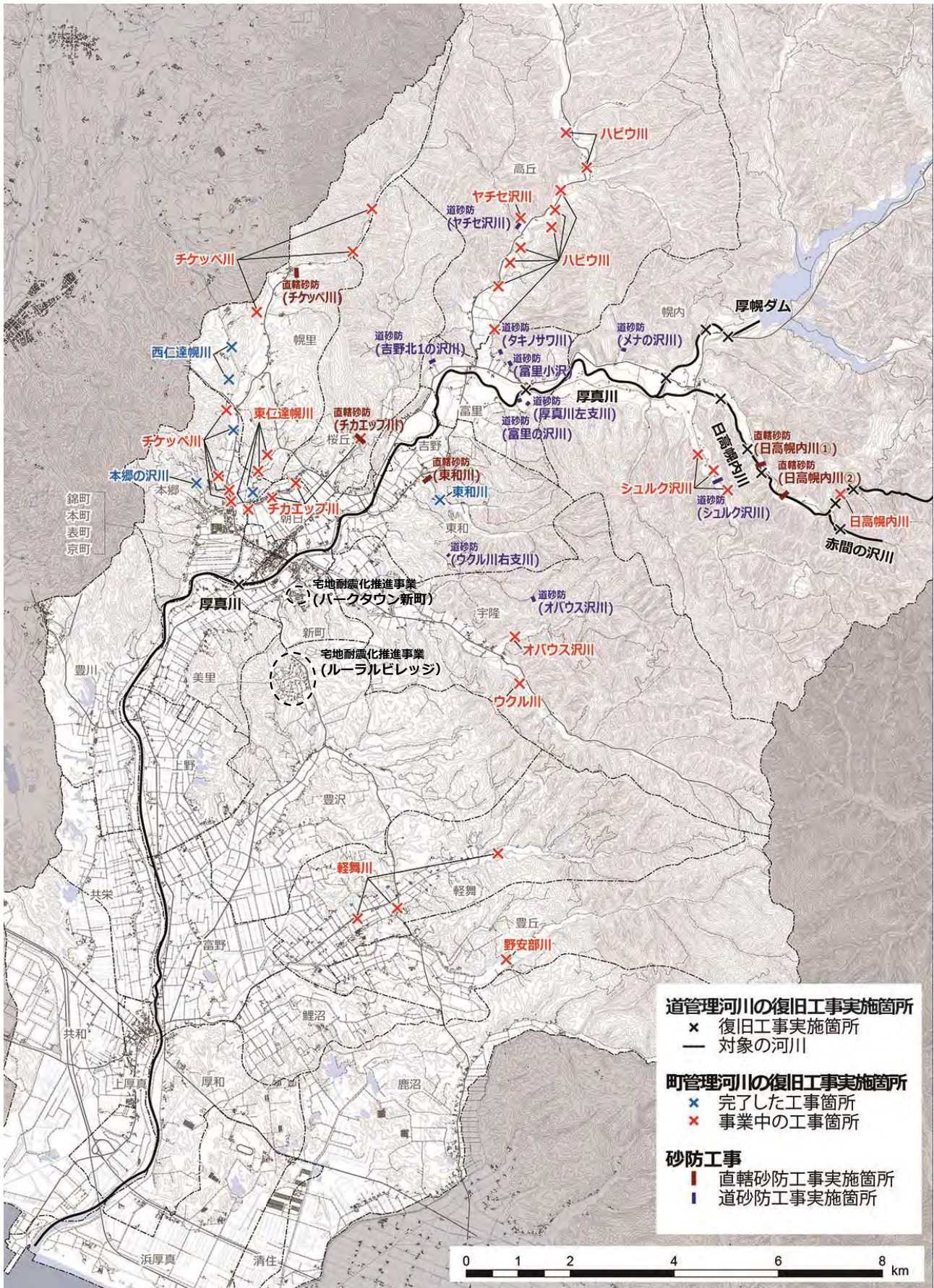
分野	事業名	事業主体	H30年度			H31・R1年度						R2年度						事業完了予定	進捗状況等 (R2.1.31現在)							
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3	4	5	6	7
住環境整備	応急仮設住宅	道	建設	建設型 入居期間（予定）※建設時期により異なる。												R2.11	①建設型 153戸 ②トレーラーハウス型 11戸 うち、町設置分 3戸 ③借り型 18戸									
			建設	トレーラーハウス型 入居期間（予定）※設置日により異なる。																						
			建設	借上型 入居期間（予定）※借上日により異なる。																						
	災害公営住宅	町	建設	入居期間（予定）												R2.12	福祉仮設住宅 厚真福祉会									
			町	設計	建設工事						入居	R2.10	①新町 20戸 ②本郷 8戸 ③上厚真 4戸													
			町	設計、建設工事						入居	R2.10	①新町30戸 ②上厚真16戸														
			町	調査、住民意向の把握、事業検討等						設計、住宅建設工事等						未定	幌内、高丘、富里、吉野地区で検討会実施									
町	調査、住民意向の把握、事業検討等						設計、工事等						未定	①厚真川左岸道路 ②避難所 ③上厚真小入口道路												
町	被災状況調査、測量、設計						工事						R5.3	①ルーラルビレッジ(豊沢) ②パークタウン新町												
解体・撤去	災害廃棄物等処理	町	災害ごみ、災害廃棄物の処理												R2.3	①災害ごみ ②住宅等を解体した災害廃棄物										
	家屋の公費解体等	町	家屋の公費解体												R2.3	申請件数205完了・着手済184										
	宅地堆積土砂	町	被災調査・調査設計等	災害査定						堆積土砂排除・土砂排除に伴う廃棄物除去						R2.3	対象6箇所 6箇所完了・着手済									
水道	簡易水道施設災害 富里浄水場	道	国と協議・申請	調査設計	工事用道路 残留土塊除去			斜面对策工事						R2.3	急傾斜地崩壊対策											
		町	被災調査・調査設計等						復旧工事						R2.7	水道施設災害										
	町	災害査定			復旧工事						R2.3	対象4箇所 4箇所完了・着手済														
情報	情報通信基盤復旧	町	復旧工事									H31.3(完了)	①あつまネット ②テレビ共聴施設													
公共土木	災害復旧道路・橋梁 河川・公園	道	災害査定			復旧工事						R3.3	①道91箇所 89箇所着手済 ②町155箇所 123箇所着手済													
		町	災害査定			復旧工事																				
急砂防・傾斜	災害関連緊急砂防緊急急傾斜	道	国と協議・申請	調査設計等	残留土塊除去・砂防工事・斜面对策工事						R3.3	対象12箇所 12箇所完了・着手済														

分野	事業名	事業主体	H30年度			H31・R1年度						R2年度						事業完了予定	進捗状況等 (R2.1.31現在)										
			10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
急砂傾斜・防旧(砂防)	厚真川水系土砂災害復旧(砂防)	国	緊急対策(調査、設計、工事)			恒久対策(調査、設計、工事)												R6.3	①幌内 日高幌内川 ②幌里 チカヅ川 ③桜丘 チカヅ川 ④東和 東和川										
			被災調査・調査設計等	災害査定	国庫負担・補助申請等事務	復旧工事													R2.1	小中学校									
生活基盤施設	スポーツ施設復旧	町	被災調査・調査設計等			災害査定	申請	復旧工事													R2.7	町民スケートリンク							
	社会福祉施設復旧	厚真福祉会	国への協議			災害査定	復旧工事												R2.12	移転改築 ①豊厚園 ②厚真リハビリセンター									
	災害復旧農地	道町	災害査定	復旧工事												R2.12	①道66箇所 66箇所完了・着手済 ②町20箇所 20箇所完了・着手済												
産業基盤施設	災害復旧農業用施設	道土地改良区	災害査定	復旧工事												R2.12	①道53箇所 53箇所完了・着手済 ②土地改良区9箇所 9箇所完了・着手済												
	エゾシカ侵入防止柵	町	エゾシカ侵入防止柵の復旧															R2.3	対象10箇所 10箇所完了・着手済										
	直轄災害復旧勇払東部	国	緊急応急工	復旧工事												R6.3	・厚真ダム仮設工 着手済 ・用水路4.6km 着手済												
	経営体育成支援	町	被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕												R2.3	延べ909件 685件完了・着手済												
	災害復旧農業共同利用施設	JA	被災状況の確認	国の事業を活用した再建・修繕															R1.7(完了)	青果物集出荷予冷貯蔵施設 他									
	産地活性化	町JA	国の事業を活用した再建・修繕															R1.7(完了)	①たんとうまいステーション ②種子馬鈴薯予冷施設 他										
	災害復旧治山事業	道	調査、事業決定	測量・設計	事業計画						復旧工事						R6.3	対象135箇所 44箇所完了・着手済											
	災害復旧林道施設	道町	被災調査	災害査定	復旧工事												R2.3	①道5箇所 5箇所完了・着手済											
	森林造成	森林造成	道町	植栽や播種など効率的な復旧方法の検討												未定	被災森林												
				森林整備事業を活用した被害木の搬出・森林の造成																									
災害復旧林業林産施設	道	要望調査	要領等作成	復旧工事												R1.10(完了)	高性能林業機械												
災害復旧特用林産施設等	道	要望調査	要領等作成	復旧工事												R2.3	製炭業(炭窯)												
災害復旧漁港施設	国	国協議	災害査定	現地調整	復旧工事												R2.3	浜厚真漁港											
共同仮設店舗	町	建設			入居(※R4年度以降は、有償で利用可能)												R4.3	京町地区 1棟4店舗											

図表2-2 道道・町道の復旧事業の実施状況（出典：北海道、厚真町）（令和2年2月末時点）



図表2-3 河川復旧事業・砂防事業等の実施状況（出典：国、北海道、厚真町）（令和2年2月末時点）



3. 町民意向

復旧・復興計画策定にあたり、町民意向の把握のため、アンケート、ワークショップを行いました。それぞれの結果から見られる意向を踏まえ、第2期・第3期において、各施策の方針を取りまとめます。

3-1 町民アンケートの結果と分析

令和元年7月から8月にかけて実施した「復旧・復興に向けたアンケート調査」の結果から、復旧・復興に関する町民意向のうち、復旧・復興に向けた基本方針に関する設問を分析した結果は次のとおりです。

【アンケート調査の実施概要】

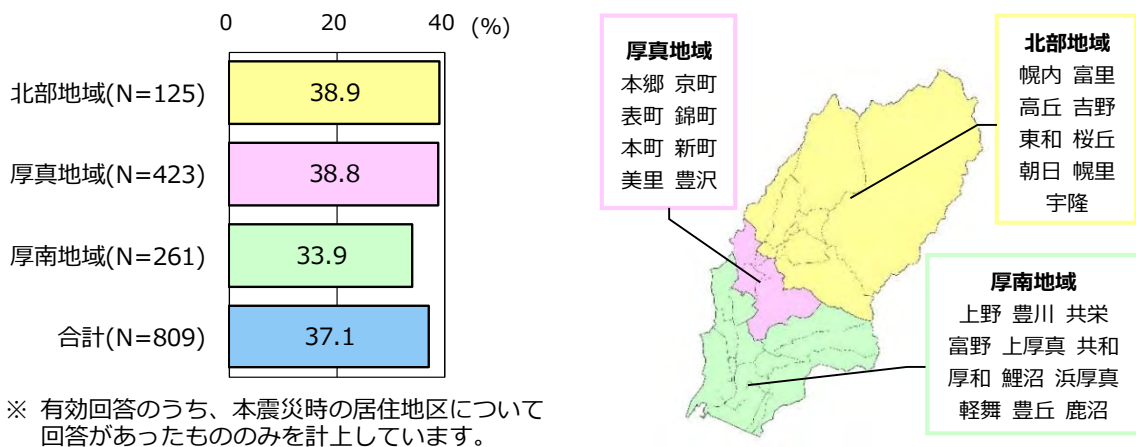
対象：厚真町内の全世帯
 実施期間：令和元年7月27日～8月9日
 配布数：2,120票
 回収数：852票（回収率40.2%）

※ 結果の詳細は第1期[参考資料]に掲載しています。
 ※ 各グラフの（ ）内のN値は、設問ごとの回答者数を示します。

(1) 地域別の回収状況

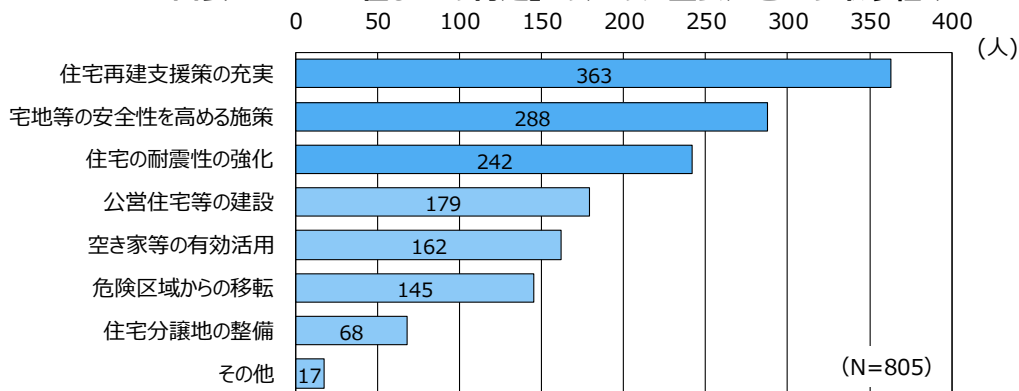
図表 3-1-1 地域別の回収状況

○分析に際して、各地区（字）を「北部地域」「厚真地域」「厚南地域」の3つのエリアに分けています。
 ○各エリアを構成する地区（字）は、以下のとおりです。



(2) 復興に向けた取り組みに関する設問の集計結果

図表 3-1-2 「住まいの再建」のために重要だと思う取り組み

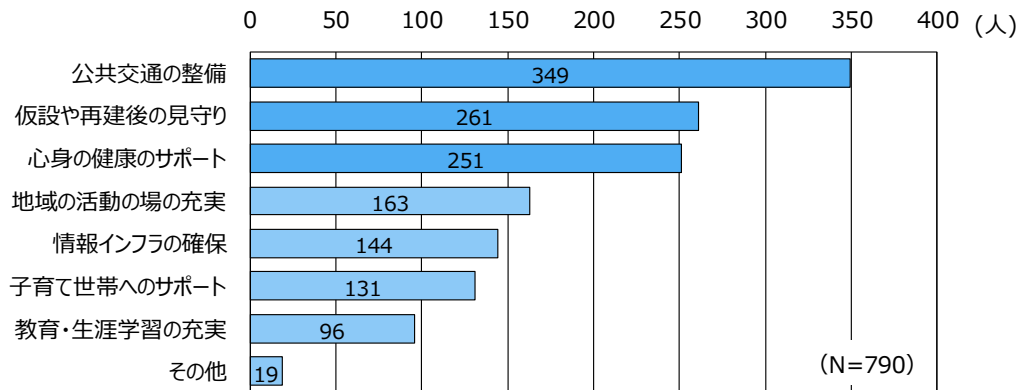


●全体の傾向

・「住宅再建の支援策の充実」が最も多く、次いで「宅地や地盤の安全性を高める施策」「住宅の耐震性の強化」の順に多くなっています。

「暮らしの再生」

図表 3-1-3 「暮らしの再生」のために重要だと思う取り組み

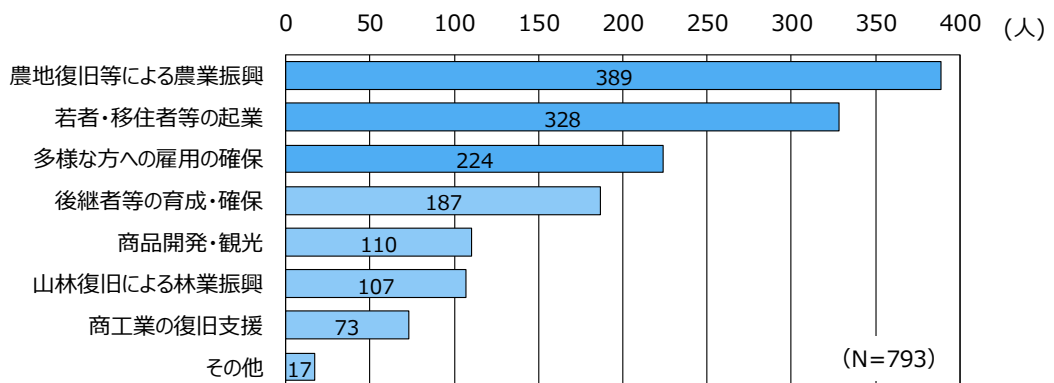


● 全体の傾向

・「再建した住まいでも買物・通院がしやすくなるような公共交通の整備」が最も多く、次いで、「仮設住宅や災害公営住宅、再建した住まいなどでの見守り・サポートの充実」「体や心の不調に対するアドバイスなど、心身の健康のサポートの充実」の順に多くなっています。

「しごとの再生」

図表 3-1-4 「しごとの再生」や、「まちの活力向上」のために重要だと思う取り組み

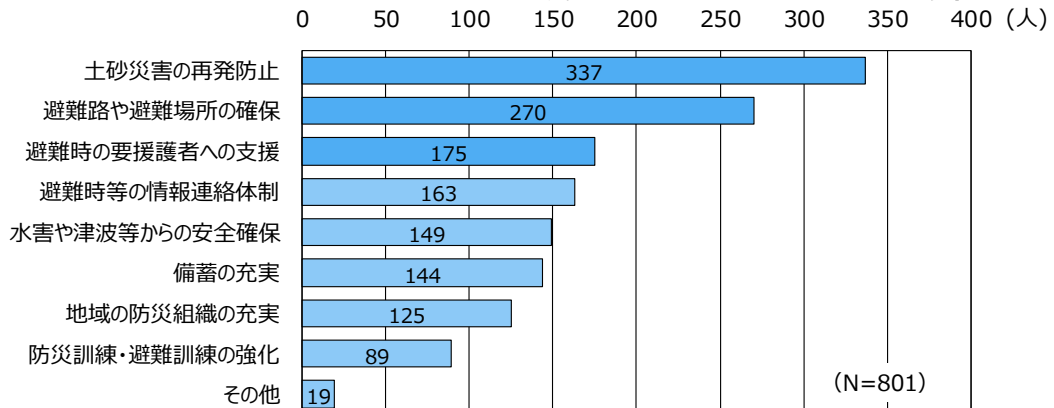


● 全体の傾向

・「農地の復旧・活用による農業振興」が最も多く、次いで「今後も若者や移住者が町内で就業・起業するための環境整備」、「震災で仕事を継続できなくなった人等を含む多様な方の雇用の確保への支援」の順に多くなっています。

「安全・安心なまちづくり」

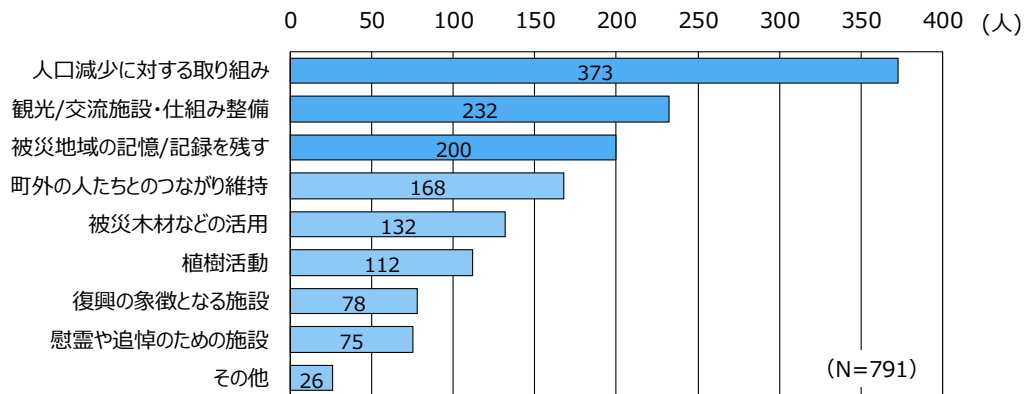
図表 3-1-5 「安全・安心なまちづくり」のために重要だと思う取り組み



● 全体の傾向

・「斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止」が最も多く、次いで「安全な避難路や避難場所の確保・再整備」「避難時の要援護者への支援体制の整備」の順に多くなっています。

図表 3-1-6 厚真町の復興に向けて重要だと思う取り組み



● 全体の傾向

- ・「震災に伴う人口減少に対する取り組み」「厚真町を訪れる人が増え、観光や交流ができる施設や仕組みの整備」「被災した地域の記憶や被災の記録を残すための活動」の順に多くなっています。

(3) 集計結果から見る、求められる取り組み

集計結果から、以下の取り組みが求められています。

- 住まいの再建に向けて、住宅再建のための支援策の充実、宅地や地盤の安全性を高める施策、住宅の耐震性の強化が求められている。
- 暮らしの再生に向けて、地域公共交通の整備や、見守り、心身の健康のサポートの充実など、安心して地域で暮らせるための環境整備が求められている。
- しごとの再生やまちの活力向上に向けて、農地の復旧・活用による農業振興、若者や移住者の就業・起業環境整備、雇用の場の確保が求められている。
- 安全・安心なまちづくりに向けて、斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止、安全な避難路や避難場所の確保・再整備、避難時の要援護者への支援体制整備など、本震災の教訓を踏まえたハード・ソフトの両面の対策が求められている。
- 厚真町の復興に向けて、観光や交流ができる施設や仕組みの整備、被災した地域の記憶や被災の記録を残すための活動など、町外との交流や、本震災の経験の共有が求められている他、これら各種の取り組みを通じて人口減少対策を講じることが求められている。

3-2 町民ワークショップの結果と分析

令和元年8月から11月にかけて実施した町民ワークショップでの意見から、復旧・復興に関する町民意向を分析した結果は次のとおりです。

※ 結果の詳細は、第1期[参考資料](:第1回)および第2期[参考資料](:第2回,第3回)に掲載しています。

【町民ワークショップの実施概要】

対 象 : 厚真町民

参加方法 : 自由参加

日 程 : ①8/24,②11/16,③11/30

延べ参加者数 : 59名

(1) 話し合いの内容

本ワークショップでは、全3回を通じて、町の復旧・復興に向けて重要な視点や、必要な施策について町民意向を抽出することを目的とし、下表の内容について班別で討議しました。

図表 3-2-1 町民ワークショップ（全3回）の内容

内容		参加人数
第1回	◆2025年のあつまの姿を考えよう 「被災から1年がたとうとしている今、思うこと」 『『避けたい未来』『みんなで力を合わせればできる良い未来』は何か?』 「あつま復興のキーワードは何か?」	23名
第2回	◆町の資源と課題を整理しよう 「厚真の宝、心配ごとは何か?」	20名
第3回	◆厚真町に必要な取り組みを考えよう 「これから必要な取り組みは何か?」「アイディアリストを作ろう」	16名

(2) 主な意見

全3回のワークショップにおいて発言された意見について、テーマ別に意見数をカウントしました(下表参照)。最も多く話題となったテーマは『町内のつながりづくり』、次いで『町民参加の復興』『町外との交流』となっており、本ワークショップではこれらのテーマについて特に関心が高かったことが分かります。

図表 3-2-2 町民ワークショップ（全3回）における意見の概要

テーマ	意見数	テーマ	意見数
町内のつながりづくり	73	心身の健康	15
町民参加の復興	55	生活再建	15
町外との交流	35	田園風景や自然の保全	10
地域の誇り・郷土愛	22	被災体験の継承	9
今後の災害対策	21	地域交通	6
子ども・子育て・教育	20	その他	67

※ 表中のテーマは分類のために任意で設定したものです。意見数は付箋や書き込みの数を計上しています。

各テーマに関する主な意見は下記のとおりです。

① 「町内のつながりづくり」に関する主な意見

- ・被災によって人間関係がぎくしゃくして悲しい
- ・世代や活動分野を超えた交流がしたい
- ・資源と資源、人と人をつなげる場所やコーディネーターが必要 など

② 「町民参加の復興」に関する主な意見

- ・自分もボランティアをしてみたい
- ・将来、「皆で厚真をつくったよ」と言いたい
- ・地元発信で復旧・復興に関するイベントができれば良い など

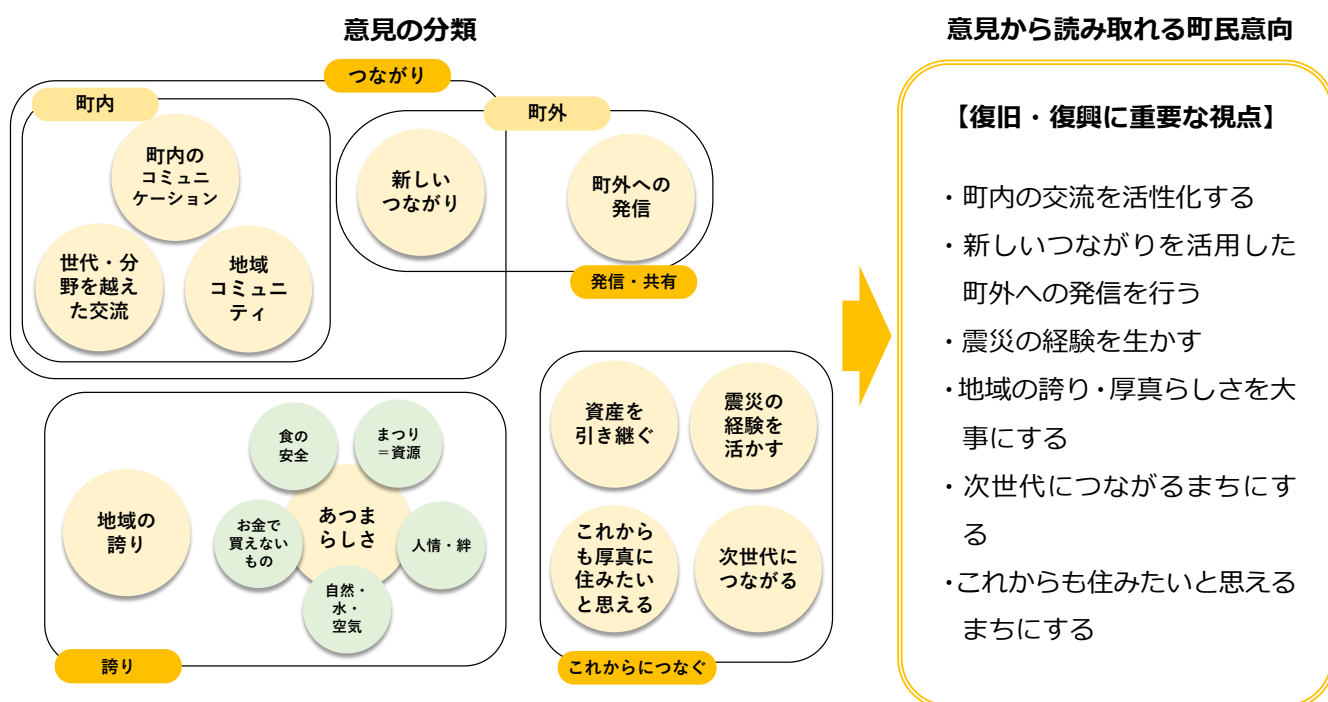
③ 「町外との交流」に関する主な意見

- ・外部からの人が多く訪れている。厚真町のことを知りたがっている
- ・自然や景色、食、産業、人など厚真の魅力を発信しATSUMA LOVERSを増やす など

(3) 「あつま復興のキーワード」(第1回成果)の分析

第1回町民ワークショップでは、「あつま復興のキーワード」を班別にまとめました。それぞれの班で出たキーワードを分類すると、町の復旧・復興に向けて、「町内の交流を活性化すること」「新しいつながりを活かし町外に発信すること」「震災の経験を生かすこと」「地域の誇りや厚真らしさを大事にすること」「次世代につながるまちにすること」「これからも住みたいと思えるまちにすること」が重要な視点であると読み取れます。これらの考え方を踏まえて、各施策を整理することが必要です。

図表 3-2-3 「あつま復興のキーワード」として提案された意見の分析



(4) 取り組みアイデア（第3回成果）の分析

第3回町民ワークショップでは、今後必要な取り組みについて、12のアイデアが出ました。これらのアイデアのうち、主なものを下記に示します。

図表3-2-4 これからの厚真町に必要な取り組み（抜粋）

タイトル	概要	主体
ベンチでつくるパブリック	町民が自分たちでベンチをつくり、置く。厚真じゅうのいろいろなところに手軽なコミュニティ（交流できる場）をつくる。	町民
小さなあつまる場所からはじめる	お茶会、ボランティア活動、地域のお祭り、コミュニティスペースの活用、難病を抱える人たちがあつまる場など、もともとあった子どもから大人までが参加するイベントを続けたり、さらに盛り上げたりする取り組み。	協働
「つたえる」「つながる」プロジェクト	シンポジウム、町内会、井戸端会議、家族会議など、時・場・人に合わせて教訓を伝える取り組みを実施する。地震だけではなく、防災全般に対して高い意識を持った町や、日ごろから顔の見えるコミュニティづくりを目指す。	協働

各アイデアを実施する際の取り組み主体を「行政」「協働」「町民」の3つから提案者において選択したところ、「行政」が主導で行うものが0件、「協働」で取り組むものが9件、「町民」が主導で行うものが3件となりました。

このことから、復興のプロセスへの町民の参加や、協働による取り組みの実施について、関心や意欲が高まっていると考えられます。

(5) ワークショップの議論から見る、求められる取り組み

ワークショップの内容から、以下の取り組みが求められていると考えられます。

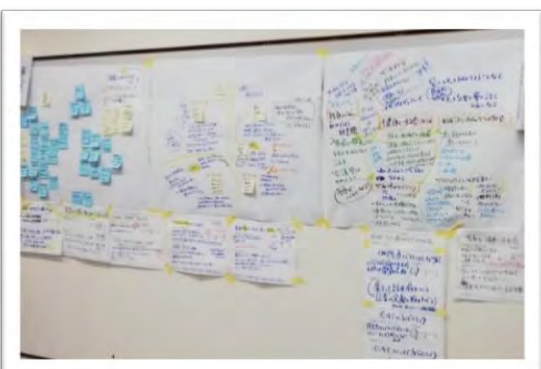
- 町外との交流や、今後の災害対策の充実に関する取り組みが求められている。
- 町内のつながりづくりに関する取り組みや、町内の人と人をつなぐ場所やコーディネーターが求められている。
- 『町民参加』への関心の高さや、「地域の誇り」、「あつまらしさ」というキーワードから、町民参加による復興や地域に対する町民の誇り（シビックプライド）の醸成に関する取り組みが求められている。

(6) 今後の意向把握について

引き続き、ワークショップの実施など多様な参画機会を設け、より幅広い町民の意向の把握に努めます。

◆参考 ワークショップの様子

3回のワークショップでは、グループに分かれて意見を付せんに書いたり、それらをまとめたりしながら話し合いを行いました。各グループには話し合いの進行を助ける「ファシリテーター」を配置し、手や体を動かしながらの活発な意見交換が行われました。



4. 復旧・復興に向けた取り組み

復旧・復興に向けては、3つの基本方針に基づき各施策を推進します。

各施策の方針や、具体的な取り組み内容については、第2期から第3期（令和2年度策定予定）に渡って示します。第2期では、主に町民生活の早期復旧に向けてスピード感を持って取り組む必要のある項目について、現状と課題や施策の方針、具体的な取り組み内容や、ロードマップを示します。なお、地方創生の取り組みと連動して行うものや、災害に強いまちづくりへの取り組みなど、引き続き検討が必要な項目については、第3期にて示します。

図表4-1 施策体系 ※ 図中の番号は本計画の章番号です。



※各ページのアイコンの見方

PICK UP! … 各種取り組みのうち、特徴的な事業について、後の頁で詳しく説明しています。

第3期

… 推進方針や具体的な取り組み内容について、引き続き検討が必要な項目を指します。継続検討の上、第3期（令和2年度策定予定）において詳述します。

4-1 住まい・暮らしの再建

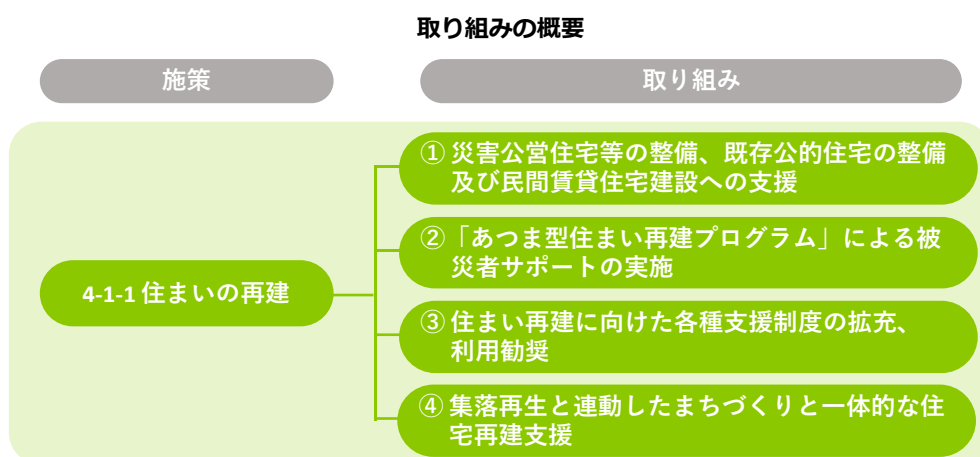
基本方針

被災された町民一人ひとりが今後も厚真町で安心して住み続けられるように、住まいの再建支援や公共交通、インフラなどの環境整備の他、被災者の心身のサポートなどの保健・福祉・子育て・教育の充実に向けた取り組みを進めます。

◆各施策の方針と取り組みの概要◆

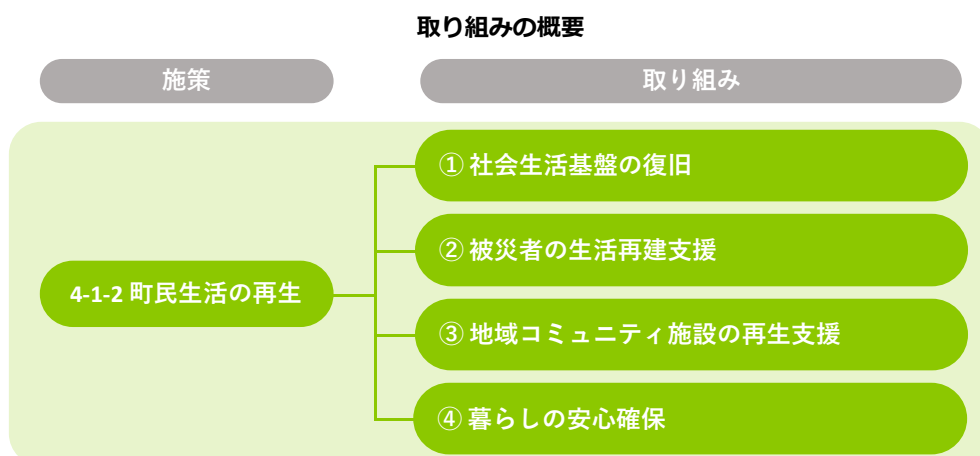
施策1 住まいの再建

方針 * 町民一人ひとりの状況や希望に寄り添い、必要となる支援を丁寧を実施し続け、すべての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう支援します。



施策2 町民生活の再生

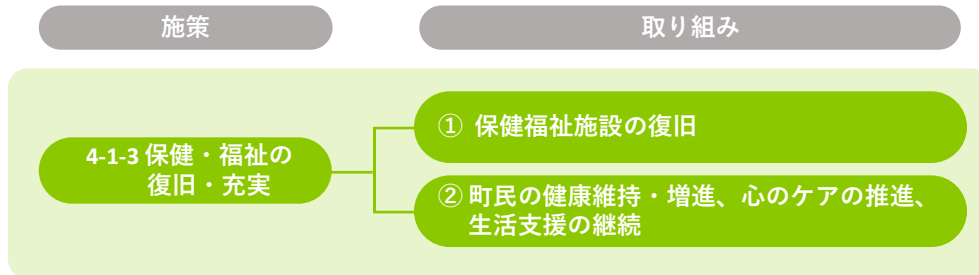
方針 * インフラ復旧やコミュニティ施設の再生支援により、安心できる暮らしの環境を整備します。
* 被災者生活再建支援金の支給や義援金の分配を円滑に実施し、町民の生活再建を支援します。



施策3 保健・福祉の復旧・充実

方針 * 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できるくらしの再生を目指します。

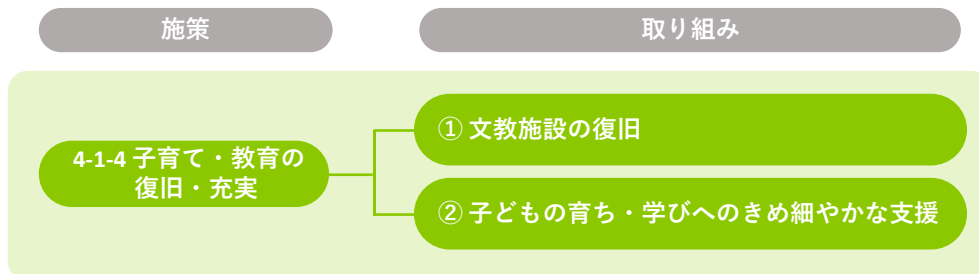
取り組みの概要



施策4 子育て・教育の復旧・充実

方針 * 子どもたちが健やかに成長できる環境を再生し、町民のいきいきとした暮らしの再生・さらなる充実を目指します。

取り組みの概要



4 - 1 - 1 住まいの再建

施策の方針

*** 町民一人ひとりの状況や希望に寄り添い、必要となる支援を丁寧に実施し続け、すべての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう支援します。**

現状と課題

- ・ 本震災による町内の住家被害は、全壊235戸、大規模半壊70戸、半壊265戸、一部損壊1,081戸にのぼる大きなものとなりました。(令和2年2月末日時点)
- ・ 町内各地で発生した住家被害の状況は多種多様です。住家以外の資産の被害状況、復旧期の住まいの状況(在宅・応急仮設住宅等)、年齢、健康状態、家族構成等の違いにより、生活再建に向けたプロセスも異なります。
- ・ 町では、町民一人ひとり・世帯一つひとつの状況や希望について聞き取りをしながら、被災した町民が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向け、災害公営住宅等の整備や民間賃貸住宅建設支援、各種支援制度の拡充、制度の利用勧奨、相談会などを実施しています。こうした取り組みを通じて、徐々に住まいの再建の目途がたつ世帯が増えてきています。
- ・ また、地域再生と一体的な住まいの再建支援として、土砂災害等により甚大な被害を受けた地域や大規模な地すべりが発生した地域に関しては、より丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建の支援を実施・検討しています。
- ・ 一方、再建資金の調達や再建手段の決定に際して、さまざまな事情により判断が困難な場合もあり、再建の目途がたたない世帯もあります。法律・福祉・建築など多面的な視点から個々の再建の課題に対応できるよう、各種専門家によるサポートチームにより、個々の再建に向けた決断の後押しをしていきます。

取り組み内容

① 災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備および民間賃貸住宅建設への支援 PICK UP !

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備します。併せて通常の公営住宅等の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における生活再建と住宅・居住環境の整備に努めます。

主な事業 災害公営住宅整備事業 既設公営住宅災害復旧事業 公営住宅整備事業
民間賃貸共同住宅等建設促進事業 地域優良賃貸住宅整備事業

② 「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施 PICK UP !

住まいの再建における課題には、資金面や世帯員の健康状態、住宅周辺の環境など、さまざまな要因が混在しています。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」を実施します。

主な事業 災害復興推進事業

③ 住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨

被災者生活再建支援制度等の既存の支援と併せて、義援金の配分や町独自の支援制度、金融機関と連携した資金計画の作成のサポートなど、各種支援制度を必要に応じて組み合わせ、住まいの再建を支援します。

主な事業 住宅復旧支援事業 住宅再建融資利子助成事業 住宅リフォーム補助金
持ち家住宅建築支援助成 かけ地近接等危険住宅移転事業 相談会の開催

④ 集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」の導入を検討し、集落に必要な公共施設等の整備と併せて住宅再建を後押しします。

主な事業 小規模住宅地区改良事業 都市防災総合推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備および民間賃貸住宅建設への支援		整備方針検討	設計・建設					
		公的住宅の復旧						
「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施		各事業の実施	重点支援	方針見直し				
住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨		拡充策の検討・実施、利用勧奨						
集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援		地区別検討			事業実施			

PICK UP !**災害公営住宅等の建設****災害公営住宅**

事業概要	り災証明で全壊判定を受け、応急仮設住宅等で生活されている方を対象に、入居希望のニーズや要望に合わせて、コミュニティ形成などに配慮した災害公営住宅の建設を行います。
建物戸数	計 32 戸（新町 20 戸、本郷 8 戸、上厚真 4 戸）
建物形態	2LDK または 3LDK / 木造低層長屋形式
整備時期	令和 2 年 10 月完成（予定）
入居までの流れ	令和 2 年 5 月頃を目途に入居希望者に対して家賃・間取り・諸条件などについて説明会を開催し、その後個別に調整後、令和 2 年 10 月中の入居開始を予定しています。
備考	一部ペット可（予定）※各種条件あり

【整備イメージ①】**特徴①****○人々のコミュニケーションに配慮したランドスケープデザイン**

- ・ 団地中央のコミュニティロードは、新たなコミュニティ形成の場として配置
- ・ 歩車分離の団地計画で安全安心なコミュニティスペースを確保
- ・ 小広場は防災訓練や災害時に安否確認のための一時集合場所として活用

【整備イメージ②】



特徴②

- 入居者の従前の生活様式を踏まえた住戸計画
 - ・菜園として利用可能な庭を各戸に配置
 - ・平屋建てを基本とした接地性・独立性の高い住戸計画

公営住宅等

災害公営住宅の整備に加えて、公営住宅・地域優良賃貸住宅を建設します。

事業概要	災害公営住宅の入居基準（り災証明が全壊判定等）に該当せず、自己資金での住宅確保が困難な方を対象に公営住宅等の建設を行います。
建物戸数	計 46 戸 （新町 30 戸、上厚真 16 戸）
建物形態	1LDK, 2LDK または 3LDK / RC 造 2 階建て、木造低層長屋形式
整備時期	令和 2 年 10 月完成（予定）
備考	一部ペット可（予定）※各種条件あり

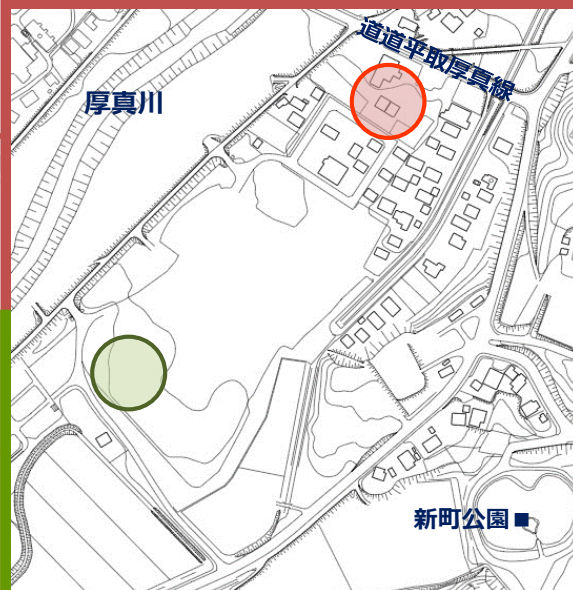
災害公営住宅、公営住宅等の建設計画

災害公営住宅 - (仮称)本郷きずな団地
(本郷地区、8戸)



小規模改良住宅
(北部地区)
※地域再生計画で検討中

災害公営住宅 - (仮称)新町のぞみ団地
(新町地区、20戸)



公営住宅等
(新町地区、30戸)

災害公営住宅 - (仮称)上厚真あかり団地
(上厚真地区、4戸)



公営住宅等
(上厚真地区、16戸)



PICK UP! あつま型住まい再建プログラム

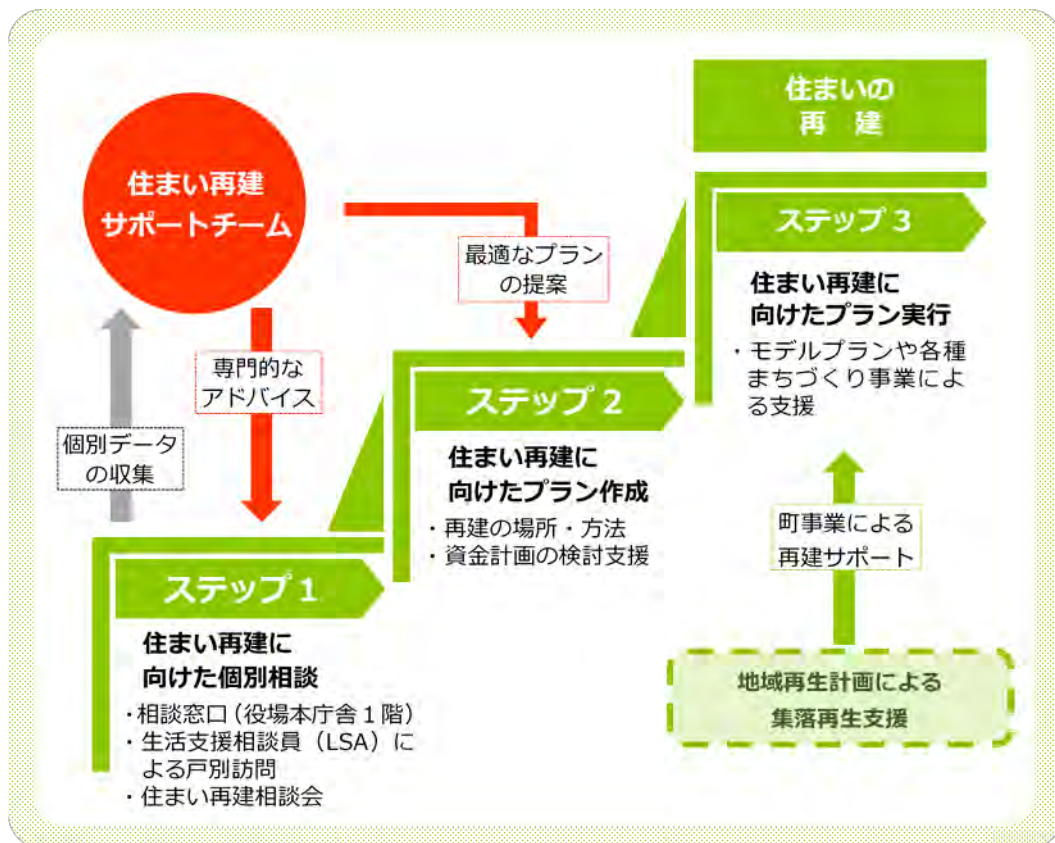
■ 事業概要

「あつま型住まい再建プログラム」は、本震災の被害を受けた方々ができる限りご自身の望む方法で恒久的な住宅を確保するために、町が実施する独自の支援プログラムです。

■ プログラムの特徴

- * 被災者一人ひとりの被災状況に応じた**多面的かつ専門的な支援体制**
- * 国・道・町・民間のさまざまな支援制度を組み合わせた、**自己負担の少ない再建資金計画の提案**
- * 単一世帯だけでなく、**地域再生の視点**による住環境整備

■ プログラムのイメージ図



住まい再建サポートチーム

相談案件ごとに各分野の専門家が多面的かつ専門的に助言し、住宅再建に向けたサポートを行います。

■ 構成：

町（災害復興担当、建築・住宅担当、保健・福祉担当、税務担当等）／社会福祉協議会

■ サポートメンバー（個別課題の解決に向けて、専門部署および専門家を交えた検討を実施）：

町関係部署／専門家（弁護士、司法書士、建築士、宅建士、金融機関、ファイナンシャルプランナー／大学／中間支援組織など）

4 - 1 - 2 町民生活の再生

施策の方針

- * インフラ復旧やコミュニティ施設の再生支援により、安心できる暮らしの環境を整備します。
- * 被災者生活再建支援金の支給や義援金の分配を円滑に実施し、町民の生活再建を支援します。

現状と課題

- ・ 本震災により交通、電気、水道、電話、通信基盤など、暮らしを支えるインフラに被害が発生しました。また、集会施設などのコミュニティの拠点や、個人が所有する井戸など、被害を受けた社会生活基盤は多岐に渡ります。
- ・ 各種インフラについては、土砂崩れなどで立ち入り困難な地域を除き復旧している他、鉄道についても通常運行を再開しています。引き続き、公共土木施設などのうち、応急的な復旧に留まっている施設について、本格的な復旧に向けて工事を実施することが求められます。
- ・ 土砂が流入した宅地は、宅地堆積土砂撤去事業により復旧を行うとともに、全半壊した被災家屋について、所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体を実施しています。また、新たに井戸を掘削する場合について、既存の制度に基づき復旧を支援しています。
- ・ 町民の生活再建に向けては、生活再建支援金や災害弔慰金、義援金等の円滑な支給、町税の特別措置など、お金に関する支援や情報提供による支援を継続していきます。また、生活再建までの生活拠点となる応急仮設住宅の適切な管理も行います。
- ・ 被害を受けた地域の集会施設や、自治会等が所有・管理する神社については、地域コミュニティの拠点的施設として再生に向けた支援が求められています。
- ・ 今後は、上記の課題に対応するとともに、地域交通の整備など、生活再建後も安心して地域で暮らすための施策が求められています。

取り組み内容

① 社会生活基盤の復旧

国・道と連携し、本震災において被害を受けたインフラを復旧します。

主な事業 簡易水道施設災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業 地域情報施設災害復旧事業
大型開発跡地整備運営事業

② 被災者の生活再建支援

生活再建支援金等の円滑な支給や町税の特別措置などにより、町民の生活再建を支援します。また、未給水区域で新たに井戸を掘削する場合など、個人が所有する施設の復旧に際しても、再建を支援します。応急仮設住宅についても引き続き適切な管理を行います。

主な事業 生活再建支援金・災害弔慰金・義援金の支給 町税の特別措置 応急仮設住宅管理事業
飲用井戸等給水施設整備事業補助金 「生活再建に向けた支援ガイドブック」の発行

③ 地域コミュニティ施設の再生支援

本震災において被害を受けた生活会館・生活館や自治会等が所有・管理する神社など地域コミュニティの拠点施設の復旧・再建を支援します。

主な事業 小規模住宅地区改良事業 都市防災総合推進事業 地域公民館整備事業
地域コミュニティ施設等再建支援事業

④ 暮らしの安心確保

生活再建後も安心して地域で暮らせるよう、通勤・通学・買物・通院等に不可欠な地域交通の維持確保に努めるとともに、引き続き、買物弱者に向けた移動販売の取り組みを実施します。

主な事業 地域公共交通対策事業 暮らしの安心サポート事業 交通安全防犯等推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
社会生活基盤の復旧	方針検討・事業実施							
被災者の生活再建支援	各事業の実施							
地域コミュニティ施設の再生支援	方針検討							
	継続的な検討・事業実施							
暮らしの安心確保	継続的な検討・事業実施							

4 - 1 - 3 保健・福祉の復旧・充実

施策の方針

*** 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できるくらしの再生を目指します。**

現状と課題

- ・ 本震災により、町の保健福祉施設についても損壊等の被害を受け、除却・修繕を行っています。
- ・ 被災によるショック、被災後の環境の変化、今後の生活への不安などから、心身の健康への影響が懸念されています。主に成人を対象とした住民健康診査で行ったアンケート（令和元年度6月実施、回答者約780名）では、約16%にあたる126名にうつ状態やPTSDの傾向が見られている他、小・中学校で実施したアンケートでも、約360名中50～60人が「1人でトイレに行けない」「よく眠れない」等の回答をしており、ケアが必要と考えられます。
- ・ 今後は、中長期的な時間の経過とともに、全体としては心の健康が回復に向かうと考えられる一方で、負荷が大きかった方などは、回復が遅れ、周囲から取り残されやすい傾向にあり、心の健康に格差が生じることが懸念されます。そのため、中長期的に、継続した実態把握や、町民の心身の健康の維持・増進に向けた支援を行うことが求められます。
- ・ 現在、町では、厚真町社会福祉協議会が設置する生活支援相談員や、苫小牧保健所等との連携により、仮設住宅を中心に生活相談・健康相談を実施しています。今後も仮設住宅の解消、新たな生活環境への移転などのフェーズの変化に応じて支援体制を整備するとともに、「自助」や「共助」・「互助」、「公助」の考え方にに基づき、地域への情報提供や、関係機関との情報共有・連携を行います。

取り組み内容

① 保健福祉施設の復旧

本震災において破損した総合ケアセンター、総合福祉センター、高齢者生活福祉センターの復旧を行います。

主な事業 総合ケアセンター災害復旧事業 総合福祉センター災害復旧事業
高齢者生活福祉センター災害復旧事業

② 町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進 **PICK UP!**

町民の健康維持・増進、心のケアの推進に向け、町民の健康実態把握、生活相談・健康相談の実施、健康づくりの啓発を行います。

主な事業 仮設住宅自立相談支援事業 生活支援体制整備事業
こころの健康に関するリーフレット配布 こころのアンケート実施
ゲートキーパー¹養成講座実施

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
保健福祉施設の復旧		復旧事業の実施						
町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進		方針検討		方針見直し				
		事業実施						

¹ ゲートキーパー … 自殺対策の分野で広く使用される用語。心の不調や自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

■取り組みの背景

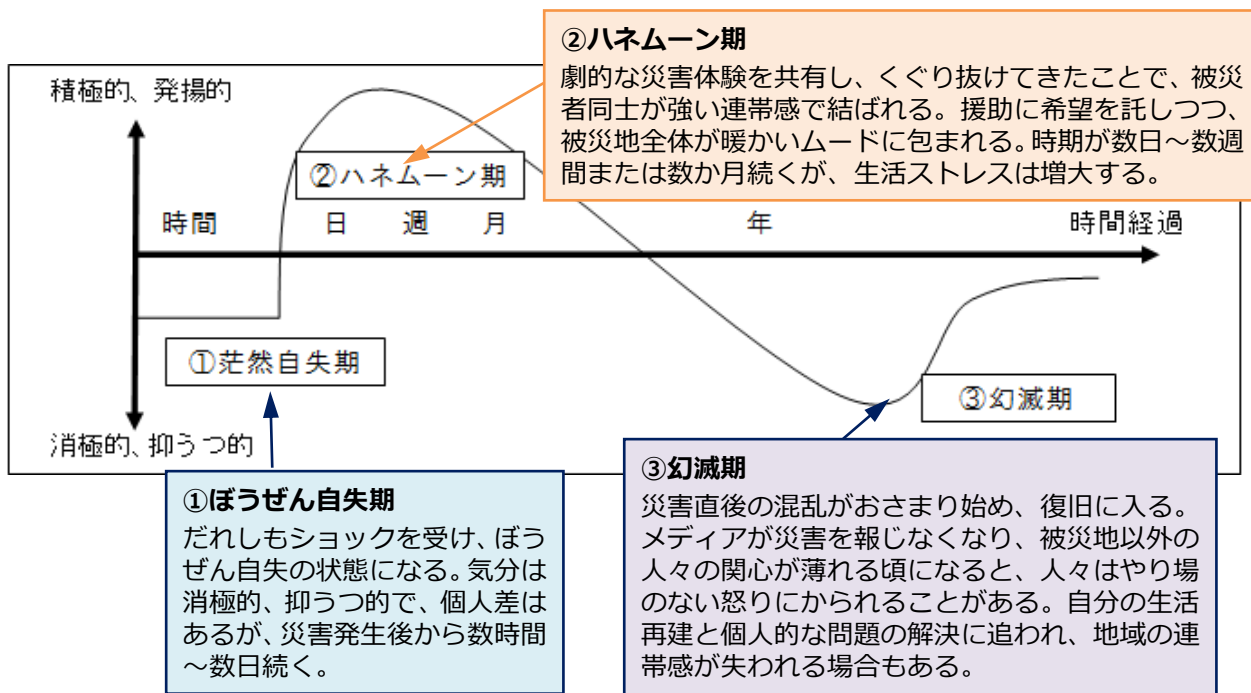
災害時には、被災によるショックや避難所生活などの環境変化が大きなストレスとなり、強度の不安、抑うつなどの心身の反応が生じ、さまざまな影響が出ることから「心のケア」が必要となります。

■取り組みの基本姿勢

中長期的な時間の経過とともに、全体としては心の健康を回復させられる反面、被災の負荷が大きかった方は、回復が遅れるなど、周囲から取り残されやすい傾向にあり、格差が生じる可能性が懸念されます。そのため、中長期的にケアを行い、町民の心身の健康を目指します。

(参考1) 被災者の心理状態の経過

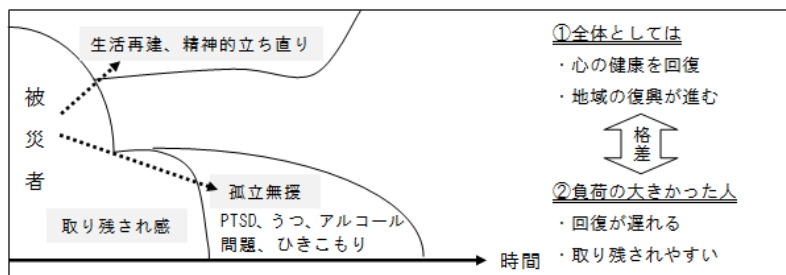
災害発生後、被災者の心理状態はおよそ3相性の段階を踏んで経過します。



(参考2) 心の健康回復にかかる時間の差異

中長期的な時間の経過とともに、全体としては心の健康を回復させ、地域の復興が進む反面、負荷の大きかった人は、回復が遅れるなど、周囲から取り残されやすい傾向にあり、格差が生じます。

- ① 多くの被災者は、時間の経過とともに自然回復します。
- ② 個人の回復にはそれぞれの速度があり、負荷の大きかった人は回復が遅れることがあります。



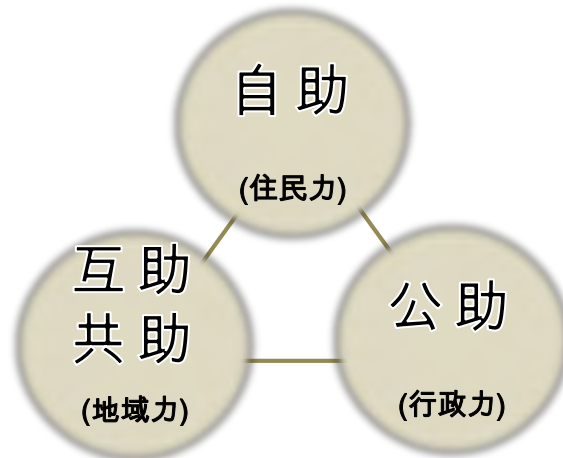
PICK UP! 心の健康の支援体制

■ケアの考え方

町では、従前から自助（住民力）、互助・共助（地域力）、公助（行政力）の視点で、ケアに取り組んできました。今後も引き続き、この考え方にに基づき、ケアに取り組めます。

「自分や家族でできることは自分たちで」

自らの健康管理（セルフケア）や自らの介護予防、市場サービスを自ら購入するなど



「個人・家族でできないことは地域で支える」
友人、自治会などによる普段からの交流、見守り活動、異変の気づきなど

「個人・家族や地域でできないことを公的制度で」
自分自身や家族だけでは問題を解決することが難しく、生命に危険をおよぼす恐れがあるときに公的な判断のもと支援を行うこと

▼
町の取り組み

自助への支援

普及啓発活動

- こころの教室
- やさしい精神保健講座
- 広報誌健康情報掲載
- こころの健康に関するリーフレット全戸配布
- 既存事業での情報提供

互助・共助への支援

見守り支援活動

- ボランティアによる訪問、情報共有
- 民生委員や地区保健福祉推進員との情報共有や連携
- 地域の方々からの情報提供に基づく専門職の支援介入
- ゲートキーパー養成講座実施（令和2年度以降）

公助の実施

ハイリスク者支援

- 生活支援相談員(LSA)の配置
- こころのアンケート実施（健診事業を活用）
- 個別相談・継続支援（医師・臨床心理士・保健師などによる家庭訪問・来所・電話）
- 相談機関の紹介

地域で暮らす人々の健康問題の解決へ

4-1-4 子育て・教育の復旧・充実

施策の方針

＊子どもたちが健やかに成長できる環境を再生し、町民のいきいきとした暮らしの再生・さらなる充実を目指します。

現状と課題

- ・本震災により、町の文教施設についても損壊等の被害を受け、修繕を行っています。
- ・本震災後、こども園・小中学校・放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、カウンセラー等の支援を受けながら授業・活動を再開しています。また、応急期には「あつまスタードーム」敷地内に町内外の関係機関の支援を受け、「週末こどもひろば」を開設するなど、官民の連携によって子どもの育ち・学びの環境の場づくりに取り組んできました。
- ・子どもたちの心のケアについては、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、小中学校、こども園、スクールカウンセラー、社会福祉協議会、医療機関などの関係機関の連携により支援体制を整備した他、こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた育ちの支援を継続しています。
- ・また、「冒険の杜プレーパーク²」や「新生児誕生記念品事業」など、本震災後にできた新たなつながりを活用して、子どもたちの育ちや学びをより豊かにする事業も実施しています。

取り組み内容

① 文教施設の復旧

本震災において破損したこども園、学校施設、社会教育施設、文化財の復旧を行います。

主な事業 宮の森こども園災害復旧事業 公立学校施設災害復旧事業
学校給食センター災害復旧事業 公立社会教育施設災害復旧事業 文化財保存整備事業

② 子どもの育ち・学びへのきめ細やかな支援 **PICK UP!**

子どもの健やかな育ち・学びに向けて、小中学校での心のケアを実施するとともに、こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた支援を行います。

主な事業 「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を中心とした心のケア
冒険の杜プレーパーク整備事業 新生児誕生記念品事業

² プレーパーク … 子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるよう目指した遊び場。

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
文教施設の復旧	復旧事業の実施							
子どもの育ち、学びへのきめ細やかな支援	継続的な検討・事業実施							

PICK UP! 心のサポート・防災学習の推進

町では、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、児童・生徒の心のケアと防災学習の推進に取り組んでいます。

■概要

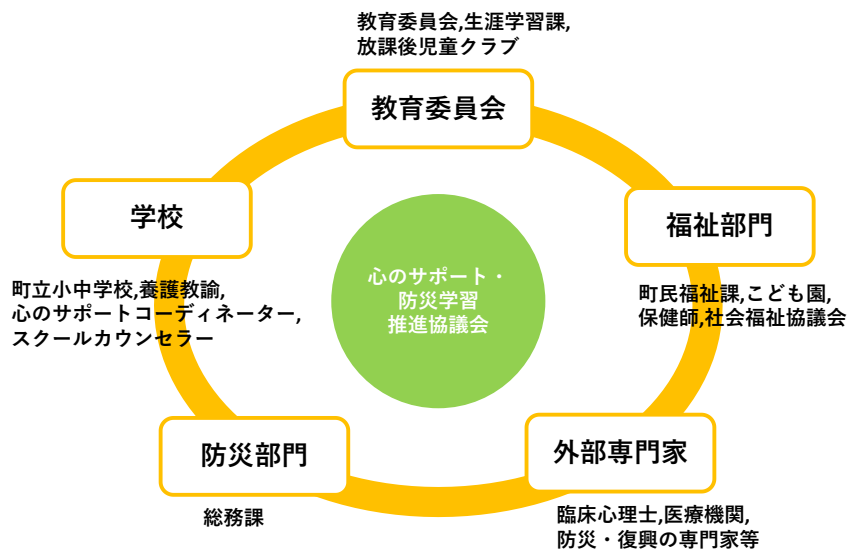
本震災により被災した児童生徒の継続した心のケアと防災学習を推進することを目的として、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を令和元年11月1日に設置しました。

■主な事業内容

- 児童生徒の心理状況の把握・記録（ストレスチェック、保護者アンケート集計・分析）
- 心のケアを含む防災学習
- 個別に支援の必要な児童生徒のケース会議
- 学校および関係機関の取り組み状況等の情報共有
- 児童生徒の状況に関する学校間の引継ぎ支援
- 保護者および教職員を対象とした研修
- その他目的達成のために必要な事項

■体制

教育委員会生涯学習課を事務局とし、関係機関が連携して事業を推進しています。



4-2 なりわい（仕事）の再生

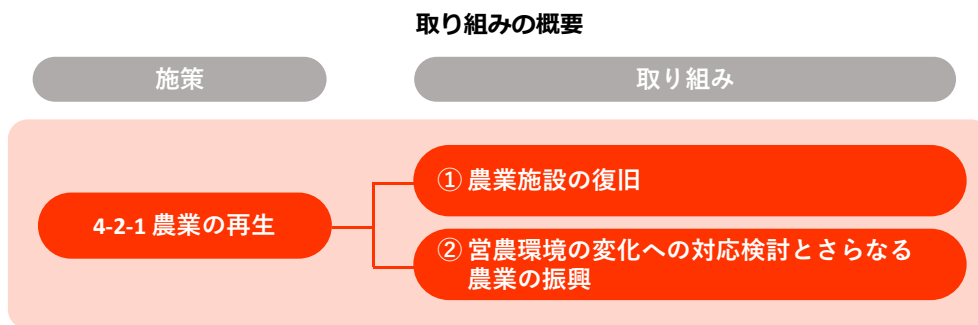
基本方針

甚大な被害を受けた農業・林業・漁業・商工業・観光の各産業の早期復旧と安定化を目指すとともに、被災後にできた新たなつながりを活かした、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めます。

◆各施策の方針と取り組みの概要◆

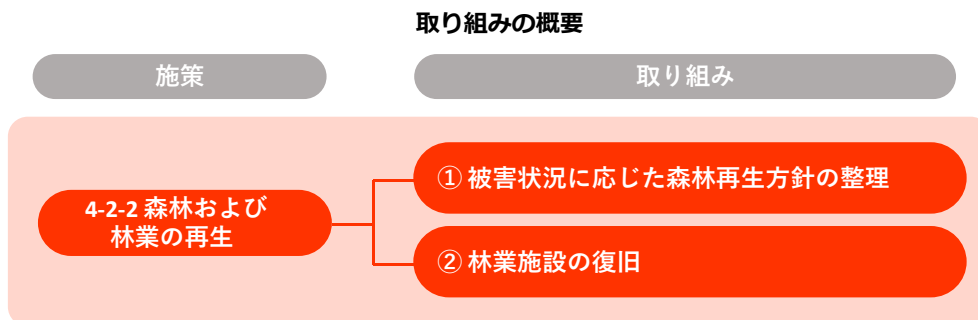
施策1 農業の再生

方針 * 農業者の早期のなりわい再生を支援するとともに、活力と潤いのある農業・農村づくりを進めます。



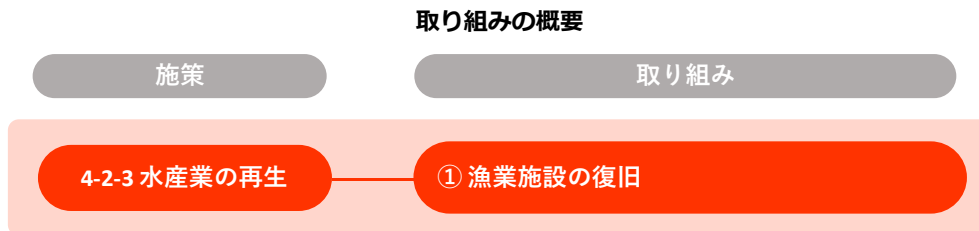
施策2 森林および林業の再生

方針 * 長期的な視点を持ち、崩壊地の積極的な管理を含めた持続的な森林資源活用の基盤を整えます。



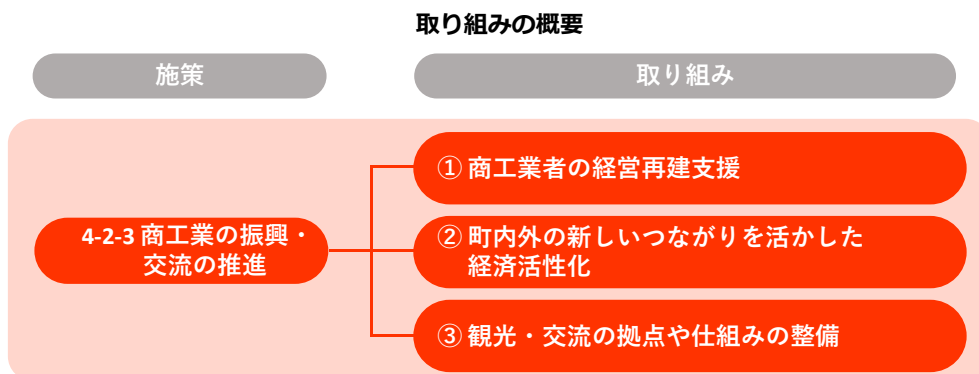
施策3 水産業の再生

方針 * 漁業者の早期経営再開と、漁業経営の安定を支援します。



施策4 商工業の振興・交流の推進

方針 * 商工業者の早期経営再開を支援するとともに、町内外の新しいつながりを活用し、商工業の振興を図ります。
 * 本震災後の新しいつながりを活用して町外との交流を推進し、交流人口・関係人口の創出を目指します。



4-2-1 農業の再生

施策の方針

*** 農業者の早期のなりわい再生を支援するとともに、活力と潤いのある農業・農村づくりを進めます。**

現状と課題

- ・ 本震災により、町内で95箇所155.31haの農地、69箇所の農業用施設が土砂堆積や破損等の被害を受けました。また、183戸で農業機械・施設の被害、8箇所共同利用施設の被害が報告されており、水稻や畑作物、ハスカップなどの作物を中心に町内の農業は大きな打撃を受けました。(令和2年1月末時点)
- ・ 農地や農業用施設の復旧については、発災直後から災害査定・復旧工事等を実施しており、道・町・町土地改良区の施工により令和元年度末までにおおむね完了する見込みです。
- ・ 共同利用施設（JAとまこまい広域所有）の復旧については、国の事業を活用しながら町において修繕費や解体費の支援を行っています。
- ・ その他、農業者が所有する農業機械・施設の復旧やハスカップの改植については、国・道・町の支援制度に加え、ボランティアによるシカ侵入防止柵の復旧作業など、多様な支援により復旧が進んでいます。
- ・ 一方、本震災において大きな被害を受けた北部地区では、被災により地区外へ住まいを移転せざるを得ない世帯もあり、離農や、住まいと農地が離れる「通い作」³が増加する可能性が考えられ、ICT化の推進による栽培管理方法の見直し、農地の利用調整、野生鳥獣対策や農作物の盗難対策の強化など、営農環境の変化への対応について検討が必要です。
- ・ 町の基幹産業である農業の再生を実現するため、復旧事業の実施や、営農環境の変化への対応に加え、被災後にできた新たなつながりを活用した取り組み等により、さらなる農業の振興を図ることが求められます。

³ 通い作 … 自宅と離れた耕作地に通い営農すること。通い農、通い農業などとも表現される。

取り組み内容

① **農業施設の復旧** **PICK UP!**

被災した町内の農業者の早期営農再開に向け、国・道と連携し、農地に流入・堆積した土砂の撤去を行います。また、JAとまこまい広域所有共同利用施設の復旧支援を行うとともに、農業者が所有する農業施設の復旧のため、被災農業者向け経営体育成支援事業や被災農業者営農再開支援事業（営農掛り増し経費に対する支援）など、各種支援制度の利用勧奨を行います。

主な事業 農業施設等災害復旧事業 被災農業者向け経営体育成支援事業
被災農業者営農再開支援事業（営農掛り増し経費に対する支援）
穀類乾燥調製貯蔵施設災害復旧事業 特産果実（ハスカップ）再生支援事業

② **営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興**

従前の居住地からの住まいの移転に伴う離農や「通い作」など、今後発生する営農環境の変化への対応を検討します。また、被災後にできた新たなつながりや取り組みを活用し、引き続き、後継者確保・新規参入者の受け入れ・育成、農産物の知名度向上・ブランド化に努めます。

主な事業 グリーンツーリズム推進事業 農業後継者総合育成対策事業 農業支援員の新規就農
農業ICT化普及推進事業 ハスカップ・地域ブランド化推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
農業施設の復旧	復旧事業の実施							
営農環境の変化への対応検討 とさらなる農業の振興	対応策の検討							
	継続した農業振興策の実施							

被災した農業者の早期営農再開のため、下記の取り組みを行ってきました。

農地の復旧

被害状況

本震災において、町内の農地は95箇所
155.31haの農地が被害を受けました。



幌里 2・5 工区



新町・美里 8 工区

■ 工事の概要

被害を受けた個所のうち、66箇所を道、20箇所を町（残9箇所は農地の補助災害復旧事業以外の事業）により、復旧工事を実施しています。

町が実施する農地の補助災害復旧工事は、のり面崩壊により発生した土砂埋塞や地割れによる被災個所に対するものです。

「被災農業者向け経営体育成支援事業」の活用による農業用施設等の復旧

■ 事業概要

農業用施設の復旧・取得、機械の修繕・取得、施設の解体・撤去に関して、国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用し、復旧経費の補助を行うものです。また、町では、道とともに本事業の上乗せ補助を実施しました。（平成30年12月受付終了）

■ 補助率など

補助率 6/10 ~ 9/10

- | | | |
|-------|------|---------------------------------|
| ① 国 | 5/10 | （ビニールハウスについては共済未加入の場合 4/10） |
| ② 町 | 2/10 | （上限事業費 5,000万円 補助金額の上限 1,500万円） |
| ③ 北海道 | 2/10 | （上限事業費 5,000万円 補助金額の上限 1,500万円） |

↳ 復旧経費が600万円以上、かつ、その金額が農業収入の3割以上の農業者

※【町と北海道】の上乗せ補助は、合わせて最大4/10、事業費の上限は5,000万円です。

（ただし、土砂流入により主たる管理機械等を失った、被害の甚大な方は 上限 8,000万円）

※上限事業費を超える部分については、補助率2/10（1億円までの部分）です。

※補助金額（町・道合計）は土砂被害のない方で最大3,000万円、土砂被害のある方で最大3,600万円

「被災農業者営農再開支援事業」の実施

■ 事業の概要

上記のとおり、各種支援事業の活用により、被害を受けた農地や農業用施設、機械の多くが復旧されています。一方、被災から営農再開に至る途上で新たに発見される被害や、各種支援の対象にならなかったものの、営農再開に必要とされるもの等、継続した支援が必要なものもあることから、地震等の被害が原因となって発生した営農掛り増し経費に対する支援を実施しました（令和2年2月受付終了）。

PICK UP ! 国営かんがい排水事業勇払東部地区の被災と復旧状況

国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、揚水機場、用水路）が被災したため、災害復旧を国の直轄事業として実施しています。

①厚真ダム

ダム周辺の山林斜面が崩壊し、土砂が余水吐や貯水池に流入したことにより、損傷や土砂堆積等が生じました。



③暫定的な水路確保

これまで使用していた取水施設・用水路を活用し、国営水路復旧までの期間、暫定的な用水を確保しています。



②厚幌導水路の復旧

被災した厚幌導水路の復旧工事を実施しています。



4-2-2 森林および林業の再生

施策の方針

***長期的な視点を持ち、崩壊地の積極的な管理を含めた持続的な森林資源活用の基盤を整えます。**

現状と課題

- ・本震災により、道全域では4,302haの森林崩壊が発生し、うち約75%に相当する3,236haの森林崩壊が町内で発生しました。本震災による森林崩壊の特徴として、①比較的傾斜が緩いと判断される30度未満の斜面でも多くの崩壊が発生していること、②人工林・天然林といった樹種の違いは崩壊の有無に影響を与えていないことが、研究機関により報告されています。
- ・また、森林崩壊およびそれに伴う沢部への土砂の流入により、林道等の森林管理に必要な不可欠な道路が数多く被災しました。国による財政措置の対象となる林道以外の規格の道路回復については、復旧工事とは異なる対応方法の検討が求められています。また、森林内に配置されていた町道についても、被害状況によっては廃道となる箇所があることから、森林管理上必要な場合は、林業用の道路を開設することを検討する必要があります。
- ・沢部については大量の土砂が流入している個所において、必要に応じて国・道事業による砂防堰堤さぼうえんていが設置されていますが、これらの箇所では、既存の道路の付け替えが必要であることから、砂防工事期間中は立ち入れない森林が発生しています。
- ・上記のように、本震災により、森林資源そのものが大きな損害を受けたことに加え、道路の損壊等によりアクセスできない森林が大量に発生していることも、大きな被害の一つです。
- ・本震災により発生した様々な森林被害への対応の考え方としては、平成30年10月に設置された北海道を事務局とする「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」により、平成31年4月に森林及び林業への対応方針がまとめられ、今後の取り組みの方向性が示されました。
- ・これまで対応方針に従って、道が事業主体となり、生活に影響のある箇所に対する治山工事や砂防堰堤えんていの設置、道有林および町有林を活用した森林崩壊地への植栽試験地の設置などが実施されています。路網については、道や町が事業主体となり、林道の災害復旧工事に加え、森林作業道の試験的な設置事業にも取り組んできました。また、苫小牧広域森林組合が主体となり、崩壊した森林の倒木処理や木材の搬出を目的とした特殊地拵こしらえも、徐々に作業を進めている状況です。
- ・加えて、林業・林産業の事業者に対しては、本震災において被災した林業機械や炭窯の復旧への支援を令和元年度に既に実施し、産業再建に向けた後押しを行ってきました。
- ・上記のような対策を進めてきたことで、現状では、二次被害防止の観点から対策が急務な崩壊地及び流域に対しては、国や道等の治山工事や砂防堰堤の設置等により必要な対応がなされていますし、緊急性の高い課題等への対応は実施してきている状況です。今後は産業としての林業の復興を目的とした森林管理計画の検討と、計画推進のための道路機能の復旧に対するより一層の取り組みが必要となっています。

- ・左記の状況を踏まえて町では、令和元年度に研究機関および関係機関を構成員とした「厚真町森林再生・林業復興検討会議」を設置し、計4回の会議では大きな被害を受けた森林への具体的な対応方針について整理してきました。令和2年度からは議論の内容を踏まえて、特殊地拵え等による被害木整理や再造林、それらを推進するための道路の整備等の事業を北海道や苫小牧広域森林組合等と連携しつつこれまで以上に推進していくとともに、崩壊地および堆積土砂の変化について、研究機関との連携の上、継続的にモニタリングし、その結果を状況に応じて対応方針に反映させていくこととしています。

取り組み内容

① 被災状況に応じた森林の再生方針の整理

発災直後より北海道と苫小牧広域森林組合が中心となり実施してきた、「今後の森林管理の意向確認」については、町や森林組合も加わり、より具体的な内容などを提示しながら、所有者の意向を踏まえた森林管理の方法を検討します。

大量の土砂が流入し堆積している箇所については、河川への土砂流出防備や木材生産の観点から、カラマツ等の植樹を含めた対応方針を検討します。併せて、対応方針を検討する際の基礎資料とするため、土砂が流入し堆積した町有林を活用して、倒木等の処理作業を試行します。

森林の公益的機能の回復状況やエゾシカによる影響などについて、研究機関等と連携しつつ継続的なモニタリングを実施します。厚真川の上流部に立地する道有林については、情報共有に努め、必要に応じて一般民有林の森林再生へも反映させ、連携しながら事業を実施していくこととします。

主な事業 森林経営管理事業（意向確認） 森林再生・林業復興推進事業 町有林造林事業
研究機関と連携した継続的なモニタリング 道有林との情報共有と連携

② 林業施設の復旧

森林の崩壊や土砂の堆積により走行不能となった森林内の道路の機能を従前の用途や今後実施される森林施業、森林所有者の意向等を踏まえて再生します。なお、実施主体としては厚真町および苫小牧広域森林組合、森林所有者等を想定し、その他の関係機関との連携を図りながら事業を進めます。

国・道がそれぞれ設置している、砂防堰堤さぼうえんていの上流部分にアクセスするための林業専用道や作業道についても、可能な限り前倒して整備することを検討します。

主な事業 林業施設災害復旧事業 林業専用道・森林作業道整備事業 森林再生・林業復興推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
被災状況に応じた森林の再生方針の整理			所有者の意向確認・協議					
			崩壊地・土砂堆積地への対応方法の検討・対応の実施					
林業施設の復旧	復旧事業の実施、林業専用道・森林作業道の開設							

4-2-3 水産業の再生

施策の方針

* 漁業者の早期経営再開と、漁業経営の安定を支援します。

現状と課題

- ・ 本震災により、浜厚真漁港防波堤の崩壊、漁港に隣接する旧重油施設の破損があり、漁場が使用できない状況が継続し、漁業者の負担が増えているため、施設復旧により漁業者の経営安定と安全確保を図ります。
- ・ 浜厚真漁港防波堤復旧については、国直轄事業により令和元年度内の復旧を見込んでいます。その他被害箇所の復旧については、町事業により令和元年度内に完了する見込みです。

取り組み内容

① 漁業施設の復旧

国等との連携のもと、被害のあった漁業施設の復旧に取り組みます。

主な事業 漁港災害復旧事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
漁業施設の復旧		復旧事業の実施						

4 - 2 - 4 商工業の振興・交流の推進

施策の方針

- * 商工業者の早期経営再開を支援するとともに、町内外の新しいつながりを活用し、商工業の振興を図ります。
- * 本震災後の新しいつながりを活用して町外との交流を推進し、交流人口・関係人口の創出を目指します。

現状と課題

- ・ 本震災により、町内の商工業や観光についても、多くの被害を受けました。
- ・ 発災後、道および町の融資制度の活用や、全国商工会連合会による経営再建支援、共同仮設店舗の整備により、町内商工業者の多くは経営再開を果たしています。
- ・ 本震災により、多くのボランティアや支援企業などが町を訪れたことで、町内各所に新しいつながりができています。今後は、これらの交流をさらに発展させるとともに、新たなつながりを活用して、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みが求められます。

取り組み内容

① 商工業者の経営再建支援

PICK UP!

被災した中小企業等の経営の再建と安定化を図るため、融資制度の利用勧奨や、利子の一部補給等の事業を実施します。また、店舗などが被災し、操業できなくなった事業所などの再開拠点として京町地区に整備した共同仮設店舗を運営します。

主な事業 中小企業災害復旧資金利子補給 共同仮設店舗の運営

② 町内外の新しいつながりを活用した経済活性化

本震災後にできた町内外の新しいつながりを活用し、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成、新たな特産品開発などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みなどを引き続き実施します。

主な事業 商工業振興事業 起業化支援事業 特産品開発・PR事業
サテライトオフィスの誘致推進 ハスカップ・地域ブランド化推進事業
企業立地推進事業 起業化人材育成事業

③ 観光・交流の拠点や仕組みの整備

本震災後にできた町内外の新しいつながりを継続するとともに、地域資源を活用した観光・交流の取り組みを引き続き実施します。

主な事業 グリーンツーリズム推進事業 古民家再生推進事業
交流促進センター（こぶしの湯 あつま）運営事業
観光イベント支援事業 観光協会運営事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
商工業者の経営再建支援	共同仮設店舗							
	中小企業災害復旧資金利子補給							
町内外の新しいつながりを活用した経済活性化	継続した商工業振興策の実施							
観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続した観光業振興策の実施							

PICK UP ! 商工業者の経営再建支援

被災した商工業者の経営の再建と安定化のため、下記の取り組みを行ってきました。

各種支援制度の制定・利用勧奨

■ **中小企業災害復旧資金融資／利子補給金交付制度の制定**

本震災により被災した中小企業等の経営の再建と安定化を図るための、新たな融資制度を制定しました。また、融資に関係する利子の一部を補給し復旧に関係する経費の軽減を図るための利子補給金交付制度を制定しました。

■ **各種支援制度の利用勧奨**

商工会や金融機関と連携し、上記制度や、国や道が実施する各制度の利用勧奨を行いました。

◆ **主な支援制度**

事業名	事業主体	取扱期間
中小企業災害復旧資金融資制度	町	平成 31 年 1 月 21 日～令和 2 年 3 月 31 日
中小企業災害復旧資金融資利子補給金交付制度	町	同上
中小企業者向け融資制度	道	平成 30 年 9 月 6 日～令和 2 年 3 月 31 日
小規模事業者持続化補助金	国	① 平成 30 年 11 月 9 日受付終了 ② 平成 31 年 4 月 10 日受付終了 ③ 令和元年 6 月 12 日受付終了

共同仮設店舗の建設・運営

本震災で被災し、事業を営んでいた地域での営業継続が困難となった事業者が早期に事業再開できるよう、町商工会横の町有地に共同仮設店舗を整備しました。(平成 31 年 3 月)

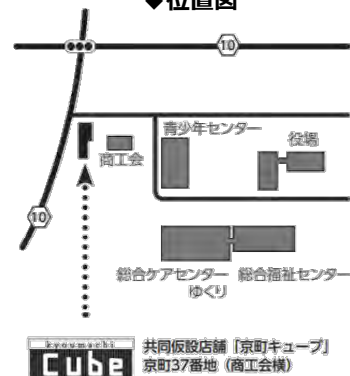
仮設店舗は、令和 4 年 3 月 31 日まで事業者が無償で貸与され、その後、同店舗を利用する場合は有償で利用することができます。現在、仮設店舗には 4 事業者が入居し営業を再開しており、入居事業者が話し合い、お客様に親しみを持ってもらえるよう仮設店舗の愛称を「京町キューブ」としました。

◆ **共同仮設店舗「京町キューブ」外観**



- 敷地面積 996.08㎡
- 延べ床面積 141.92㎡
- 施工法 ユニット工法
- 構造 木造平屋建て
- 事業費 4,884万7千円
- (うち4,879万2千円が独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成)

◆ **位置図**



※整備にあたり、町商工会の協力を得てニーズ調査などを行い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う「平成 30 年北海道胆振東部地震対応支援仮設施設整備支援事業」の助成を活用し建設しました。

4-3 災害に強いまちづくり

基本方針

本震災の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフト両面の防災・減災を推進し、しなやかで持続的な発展を目指した取り組みを進めます。

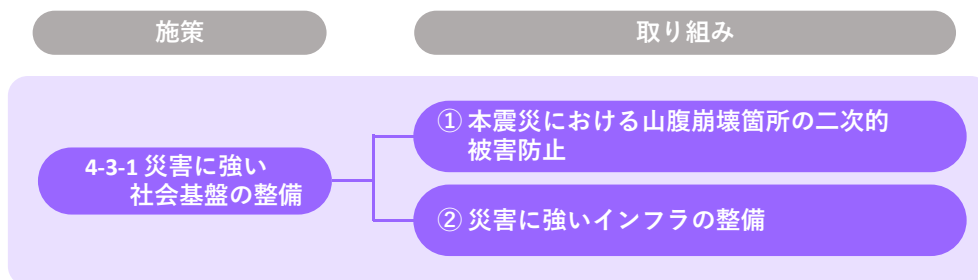
◆各施策の方針と取り組みの概要◆

施策1 災害に強い社会基盤の整備

方針

- * 本震災における山腹崩壊箇所等について、被害拡大を防ぐ対策を実施します。
- * 本震災で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備します。

取り組みの概要

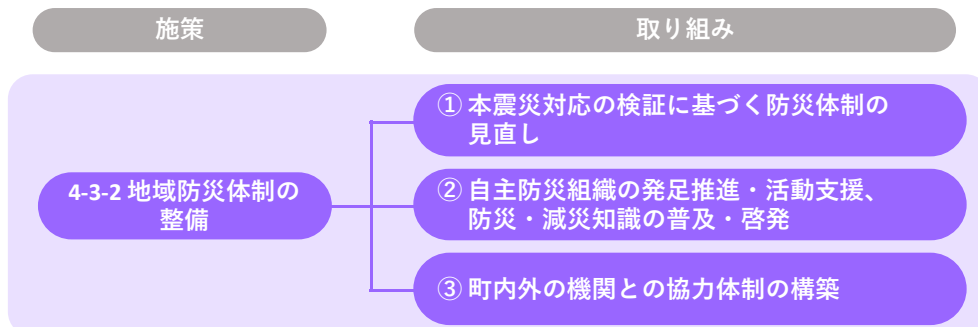


施策2 地域防災体制の整備

方針

- * 今後の災害発生に備えて、本震災対応の検証を行い、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上を目指して継続的に取り組みます。

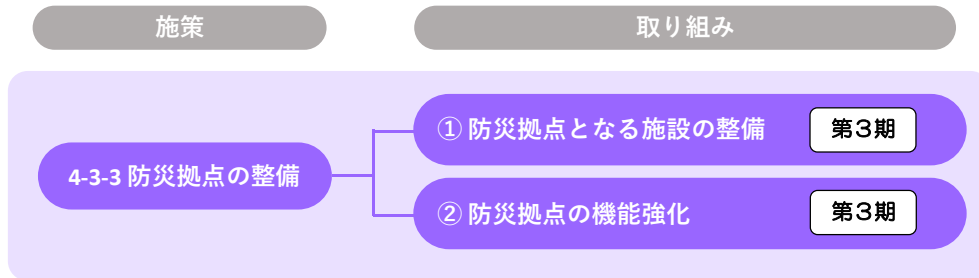
取り組みの概要



施策3 防災拠点の整備

方針 * 災害発生時の町民の安全・安心確保の拠点となる避難所や、役場庁舎および周辺施設について、防災機能の充実にに向けた検討を行います。

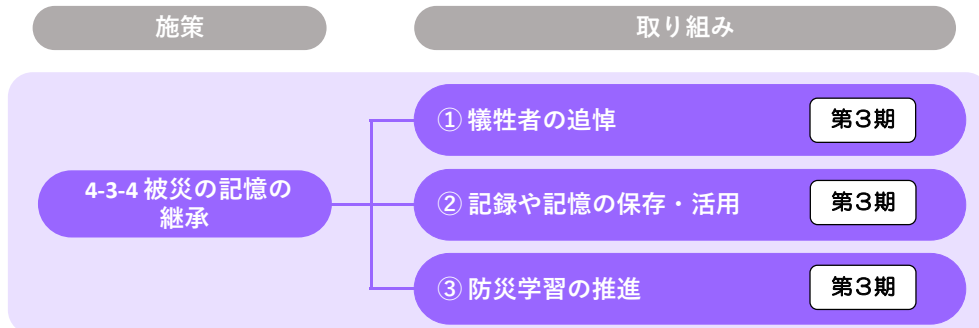
取り組みの概要



施策4 被災の記憶の継承

方針 * 本震災で得た多くの教訓と復旧・復興の過程を町内外で共有し、地域全体で今後の災害に備える防災意識社会の実現を目指します。

取り組みの概要



4-3-1 災害に強い社会基盤の整備

施策の方針

- ＊本震災における山腹崩壊箇所等について、被害拡大を防ぐ対策を実施します。
- ＊本震災で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備します。

現状と課題

- ・本震災では、交通網が至るところで寸断し、町外からの輸送手段が限定され、北部地域への道路が寸断したことにより、地区が孤立しました。また、電源喪失時の情報の不通など、災害に対するインフラの脆弱性が明らかになりました。今後は、本震災と同規模の地震災害を想定した対策に加え、発生が想定される多様な災害について対策を講じることが必要です。
- ・地震動の衝撃により、幌内地区の日高幌内川周辺では、大規模な山腹崩壊が発生して河道を閉塞し、湛水池が形成されました。越流浸食による河道閉塞箇所の決壊により、下流域への二次的被害への対策を講じることが必要です。一方で、この湛水池周辺において地すべりが発生し、湛水池内に大量の土砂や岩塊が落下した場合に発生する衝撃波（段波）による下流域への二次被害についての対策も必要です。
- ・現在、山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケツベ川、チカエツプ川、東和川における砂防事業、道による日高幌内川の段波対策工事、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業により、対策が講じられています。
- ・引き続き、国・道と連携し、本震災における山腹崩壊等による被害箇所の二次的被害防止に努める必要があります。

取り組み内容

① 本震災における山腹崩壊箇所等の二次的被害防止 **PICK UP!**

国・道と連携し、本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等を実施します。

主な事業 砂防事業（国・道） 急傾斜地崩壊対策事業（道） 治山事業（道）

② 災害に強いインフラの整備 **PICK UP!**

本震災の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化を行います。また、上厚真市街地で光ブロードバンドサービスの提供に向けた通信基盤施設の整備を行います。

主な事業 都市防災総合推進事業 豊沢地区配水管布設替事業 IRU⁴施設整備事業
宅地耐震化推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災における崩壊箇所等の二次的被害防止	直轄砂防緊急対策							
	恒久対策							
本震災における崩壊箇所等の二次的被害防止	道砂防、緊急急傾斜							
	治山事業							
災害に強いインフラの整備	インフラ整備の実施							

⁴ IRU … 「Indefeasible rights of use」の略。自治体等が保有する光ファイバー等の自営通信設備を電気通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用権のこと。IRU 契約により、光ブロードバンドのエリアカバー率を効率的に上げることが期待される。IRU 施設とは、IRU 契約により民間事業者に貸し出す通信設備のこと。

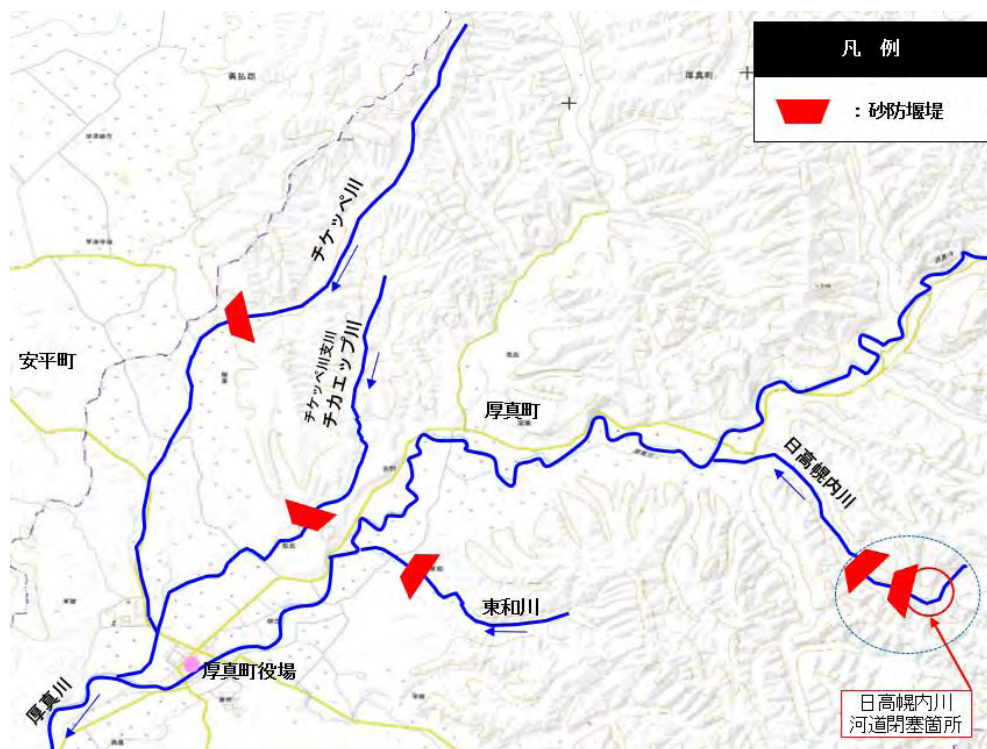
PICK UP ! 直轄砂防事業

■被害の状況と課題

本震災では、厚真川流域を中心に多数の山腹崩壊が発生しました。日高幌内川では、大規模な河道閉塞が発生し、越流侵食による大規模な土砂災害が発生するおそれがあります。チケツペ川、チカエツブ川、東和川においても大規模な山腹崩壊が発生し、降雨等によって河道内に堆積した不安定土砂等の再移動による土砂災害発生のおそれがあります。

■砂防事業の実施状況

こうした状況を踏まえ、国土交通省北海道開発局では、日高幌内川、チケツペ川、チカエツブ川、東和川において直轄砂防事業を実施中です。日高幌内川では、越流による河道閉塞部の決壊を防止し安定化を図るため、砂防堰堤や水路工等の砂防設備を整備します。チケツペ川、チカエツブ川、東和川では、大雨等によって上流から流れる土砂をためる砂防堰堤を整備します。令和元年8月までに緊急対策工が完了し、現在、恒久対策工を実施中です。



■チケツペ川 (砂防堰堤の設置1基)

被災直後の状況



砂防堰堤完成後の状況



■チカエツプ川（砂防堰堤の設置1基）

被災直後の状況



さほうえんてい
砂防堰堤完成後の状況



■東和川（砂防堰堤の設置1基）

被災直後の状況



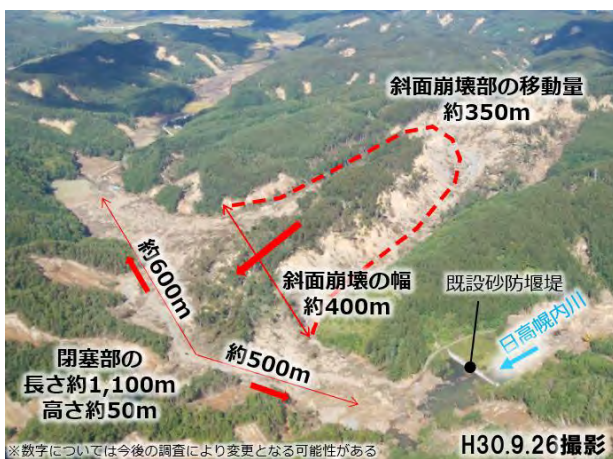
さほうえんてい
砂防堰堤完成後の状況



■日高幌内川（大規模河道閉塞対策工(掘削、水路の設置) 砂防堰堤の設置2基等）

- ・せき止められた河道を付け替えるため、堆積した土砂の除去と新しい水路工の設置
- ・河道閉塞部の安定と流出土砂を捕捉するさほうえんてい砂防堰堤の設置

被災直後の状況



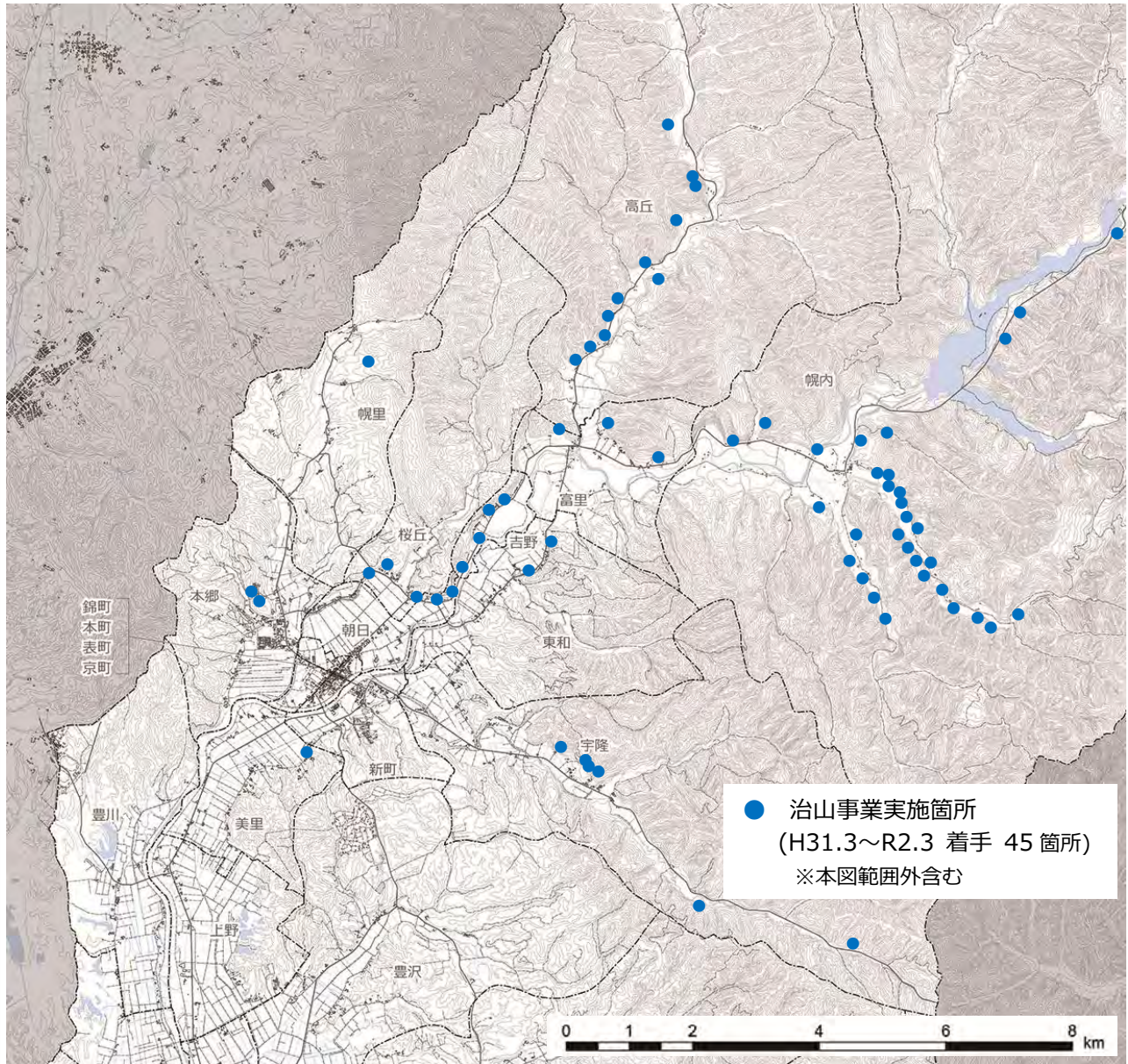
河道閉塞対策工完成後の状況



※数字については今後の調査により変更となる可能性がある

(出典：北海道開発局)

■ 治山事業の実施箇所



■ 治山事業とは

本震災により林地崩壊が、広範囲に渡って大小さまざまな規模で発生しました。このうち道路や人家等に直接被害を与えた箇所については、以下のような治山事業を実施しています。

- 災害復旧事業等により倒木や土砂等を撤去するとともに、山腹斜面を安定させるための山腹基礎工(土留工、水路工、法枠工等)及び山腹緑化工(伏工、実播工等)
- 荒廃溪流における下流域への土砂等の流出を防ぐための溪間工(谷止工、床固工等)



治山事業の実施状況 吉野地区 (令和2年2月)

PICK UP !

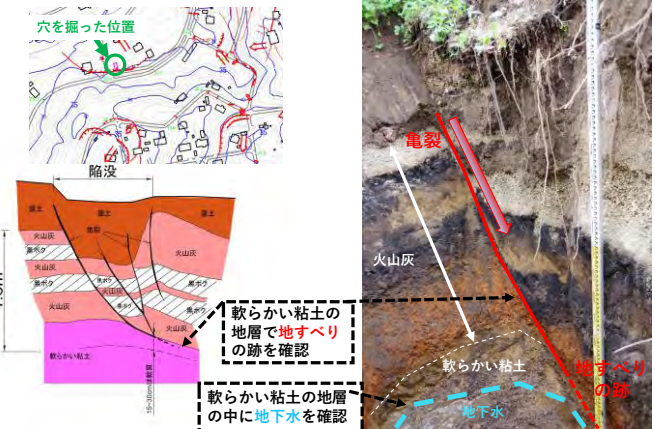
宅地耐震化推進事業

■現状と課題

本震災により、ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区では、道路のひび割れや段差、宅地の地割れや段差の被害が多数発生しました。

各地区において、ボーリング調査等を実施したところ、ルーラルビレッジ地区では宅地造成時の盛土よりも下の地盤の軟らかい粘土層での地すべり跡が確認された他、パークタウン新町地区では盛土の中に地下水が確認されました。段差等の被害はこれらの地層の地すべりによるものと考えられることから、適した対策を講じる必要があります。

■確認された地すべり跡・地下水 (ルーラルビレッジ地区)



■地すべりによる被害発生のメカニズム



■対策工

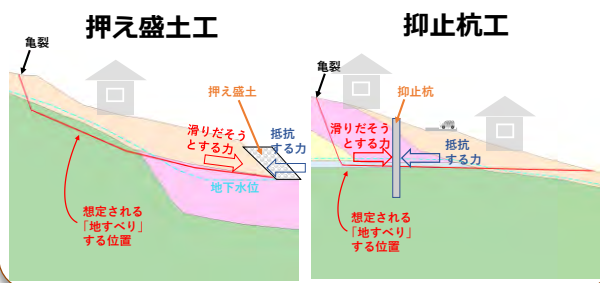
【ルーラルビレッジ地区】

地すべりを抑える対策が必要なことから、押え盛土、抑止杭、地表面排水、^{めいあんきよ}明暗渠、地下水排除等での対策を検討しています。

地すべりを抑える対策

宅地が高い所から低い所へ滑り出そうとする力を、抵抗する力で抑える。

⇒ 押え盛土工・抑止杭工

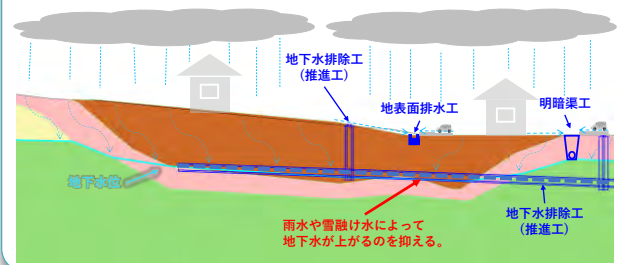


地下水に対する対策

地下水の元となる雨などの水の浸透を抑える。

⇒ 地表面排水工・明暗渠工

浸水した雨などの水による、地下水の上昇を抑える。⇒ 明暗渠工・地下水排除工



【パークタウン新町地区】

パークタウン新町地区では、地下水位より下にある盛土が液状化したことから、地中の深い場所に配水管を入れて地下水を下げる、地下水排除工（推進工）での対策を検討しています。

4-3-2 地域防災体制の整備

施策の方針

*** 今後の災害発生に備えて、本震災対応の検証を行い、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上を目指して継続的に取り組みます。**

現状と課題

- ・ 今後の災害発生に備えるためには、本震災の災害対応を検証し、より一層、地域防災体制の強化を図る必要があります。
- ・ 地域防災力の向上に向けては、「自助・共助・公助⁵」の考え方に基づき、適切な役割分担のもと、地域ぐるみで取り組む必要があります。
- ・ 「公助」については、現在、町の本震災における災害対応について、有識者を交えて検証を実施しています。今後は災害対応検証をもとに、町の地域防災計画や業務継続計画などの見直しを行い、今後の大規模自然災害の発生に備える必要があります。
- ・ 「共助」については、地域での防災体制の強化として、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施しています。これまでに4地区で自主防災組織が発足した他、2地区で避難計画等の作成を実施しており、地域防災力のより一層の向上に向けて、今後もこれらの取り組みを支援する必要があります。併せて、「共助」や「自助」に向けた、防災・減災知識の普及・啓発も求められます。
- ・ また、本震災における応急対応では、町内外の団体との協力体制が構築されていたことにより、円滑な対応が可能になりました。引き続き、全町的な被害や広域被害を想定し、各機関・団体との協力体制をさらに構築・強化する必要があります。

⁵ 自助・共助・公助 … 「自助」とは、家庭で日ごろから災害に備えたり、被害が予測される場合には事前に避難したりするなどして、自分で自分の身（家族を含む）を守ることを言う。「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力し、地域の方々と消火活動を行うなど、周りや近隣の人たちと助け合うことを言う。「公助」とは、自治体や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことを言う。災害時には、自助・共助・公助が互いに連携することで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなると考えられています。

取り組み内容

① 本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し

本震災における災害対応の検証に基づき、地域防災計画や業務継続計画の抜本的な見直しを行います。また、地震災害に限らず、町内で発生が想定される多様な災害についても、被害想定を精査を行い、防災体制を引き続き検討します。

主な事業 地域防災計画の見直し 業務継続計画の見直し

② 自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発

「共助」の考え方にに基づき、自主防災組織の発足推進・活動支援を行い、地域防災体制を強化します。また、防災訓練の実施や広報などでの情報発信を通じて、防災・減災知識の普及・啓発を行います。

主な事業 自主防災組織の発足推進・活動支援 地区避難計画等の策定支援 防災訓練の実施
避難行動要支援者の支援 北海道地域防災マスター認定講習への支援

③ 町内外の機関との協力体制の構築

初動・応急期の食糧や物資確保・供給、防災拠点への備蓄品整備のため、各機関・団体との協力・情報共有体制を構築・強化します。

主な事業 災害協定の締結 東胆振広域圏定住自立圏の連携

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し		対応検証	計画見直し					
自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	自主防災組織の発足推進・活動支援							
町内外の機関との協力体制の構築	協力体制の構築							

4-3-3 防災拠点の整備

施策の方針

* 災害発生時の町民の安全・安心確保の拠点となる避難所や、役場庁舎および周辺施設について、防災機能の充実に向けた検討を行います。

現状と課題

- ・ 本震災により、地域の防災拠点となる避難所（集会所）が破損等の被害を受けました。また、町の災害対応の拠点である役場庁舎については、従前から老朽解消、耐震性確保のため建て替えが検討されています。
- ・ 今後の災害発生に備えて、避難所としての集会所、役場庁舎および周辺施設の整備について、検討を行うことが必要です。
- ・ 本震災の発生直後には、電力喪失により2日間の停電が起き、応急対応時の町内での電源確保が困難であったなど、脆弱性が明らかになりました。
- ・ さらなる安全・安心確保に向けて、避難所や役場庁舎等の非常時の電源確保、備蓄品の配備、情報インフラの充実など、地域の防災拠点の機能強化に向けた取り組みが求められます。

取り組み内容

① **防災拠点となる施設の整備**

第3期

避難所の整備、役場庁舎および周辺施設の整備について、検討を進めます。また、町の指定避難所である上厚真小学校については、円滑な避難所運営に向けて入り口道路の拡幅工事を実施します。

主な事業 上厚真小学校進入路整備事業 公共施設整備基本計画策定事業
役場庁舎等公共施設群の再編成

② **防災拠点の機能強化**

第3期

防災拠点における電源確保について、検討を進めます。また、計画に基づく備蓄品の配備を行うとともに、情報インフラの充実に向けた検討を行います。

主な事業 備蓄品の整備 防災無線整備事業 臨時災害放送局運営事業
情報インフラの充実検討

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
防災拠点となる施設の整備			方針検討					
			事業実施					
防災拠点の機能強化		方針検討						
			継続的な検討・事業実施					

4 - 3 - 4 被災の記憶の継承

施策の方針

*** 本震災で得た多くの教訓と復旧・復興の過程を町内外で共有し、地域全体で今後の災害に備える防災意識社会の実現を目指します。**

現状と課題

- ・ 本震災の経験を町内外に発信し、後世に伝えることも求められています。
- ・ 本震災により犠牲になった方の追悼として、胆振東部地震厚真町追悼式を実施しています。
- ・ 今後は、追悼や慰霊、記録の保存や活用について、検討を進めることが必要です。応急対応・復旧・復興過程の記録の保存・整理方法とその活用について検討が必要です。
- ・ 未来を担う子どもたちへの防災教育の推進や防災に関する啓発活動を通じて地域全体の防災力を高めることが求められています。

取り組み内容

① 犠牲者の追悼

第3期

本震災により犠牲になった方々への追悼や慰霊について検討します。

主な事業 胆振東部地震厚真町追悼式

② 記録や記憶の保存・活用

第3期

胆振東部地震災害記録誌を作成します。

主な事業 胆振東部地震災害記録誌作成事業

③ 防災学習の推進

第3期

防災学習の推進についても検討します。

主な事業 防災訓練事業 被災地教育推進事業

◆ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
犠牲者の追悼	犠牲者の追悼							
記録や記憶の保存・活用	記録誌の作成							
防災学習の推進	防災学習の推進							

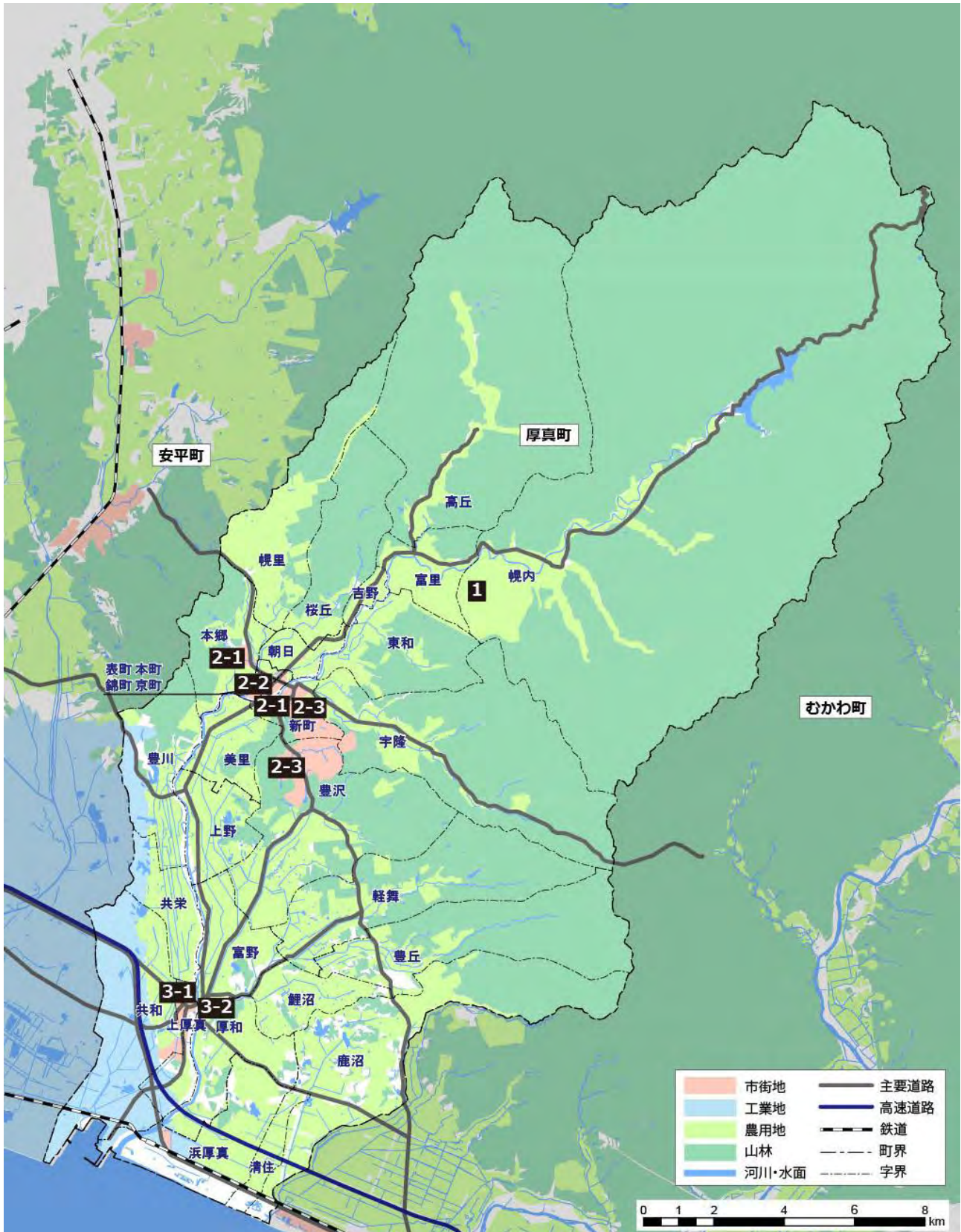
5. 地域別整備方針

本震災により町は全町的な被害を受けたものの、北部地域では山腹崩壊が大規模に発生し、厚真市街地では地盤被害が発生するなど、被害の状況は地域ごとに異なっていることから、地域の特徴や被害状況に応じた対策が必要です。このため、本章では、復旧・復興にかかわるまちづくり事業の整備方針を地域別に示します。

図表5-1 地域別整備方針（概要）

地域	地域の特徴と被害状況	対策
北部地域	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家住宅が散在する、町を代表する農村景観が形成される地域。 <p>【被害状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に甚大な被害を受け、山腹崩壊による人的被害、道路が寸断し孤立する集落、避難場所まで到達できない状況が発生。 	<p>1 地域再生計画の策定・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全な住まい・宅地の確保 ②避難路の複線化 ③集会所の再建 ④コミュニティの維持・向上に向けた自発的な活動への支援 ⑤集落支援員の設置
厚真市街地	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成される地域。 <p>【被害状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区は、地盤変状により多くの住宅が被害を受けた。 	<p>2-1 災害公営住宅、公営住宅等の整備</p> <p>2-2 庁舎周辺の防災機能の向上</p> <p>2-3 地盤被害地区における生活基盤の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宅地の耐震化 ②生活環境の再生に関する検討
上厚真市街地	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、人口増の傾向にある。 <p>【被害状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本震災による被害は相対的に少なかったものの、今後の災害に備えて地域の安全性の向上が必要と考えられる。 	<p>3-1 災害公営住宅、公営住宅等の整備</p> <p>3-2 避難路の整備</p>

図表5-2 土地利用の状況と整備位置図



※ 図内の番号はp.57図表5-1の番号に対応しています。詳細な整備位置については、p.59以降に記載しています。

5 - 1 北部地域

①地域の特徴

北部地域は、農家住宅が散在する、町を代表する農村景観が形成されている地域です。

②被害状況と課題

- (1) 本震災により、北部地域は特に甚大な被害を受け、山腹崩壊による人的被害、道路の寸断による集落の孤立や、被災者が避難場所まで到達できないなどの状況が発生しました。このため、安全な住まいや宅地、避難路の整備、集会所の整備などを含めた土地利用の見直しが必要です。
- (2) 住宅については、全半壊したものも多く、被害の甚大性などにより、再建が困難な方も見られます。従前の地区または近隣で住み続けられる住宅の整備についても検討する必要があります。
- (3) 避難所と集会所の機能を兼ねた、地域の防災拠点となる施設の整備が必要です。
- (4) 集落外への移転再建により、人口減少が加速していることから、コミュニティの持続に向けた取り組みの検討も必要です。

③地域整備の基本的な考え方

1 地域再生計画の策定・推進

- ・ 甚大な被害を受けた北部地域では、住宅再建、道路や避難所などの公共施設の整備、将来を見据えた地域づくりを総合的に推進するための地域再生計画を策定し、これに基づき整備を進めます。
- ・ 地域再生計画の策定にあたっては、従前の地域コミュニティに配慮し、地域住民と協議を重ね、住宅再建意向の把握や、今後、地域で安心して暮らすためのニーズを丁寧に聞き取りながら進めています。
- ・ 策定した地域再生計画の推進にあたっては、地域の巡回や状況把握を行う「集落支援員」を設置し、復旧・復興事業の円滑な実施を支援します。

(1) 幌内地区

- 幌内市街（旧幌内小学校跡地とその周辺）に、既存の避難所兼集会所（幌内マナビィハウス）や幌内神社、ならびにパークゴルフ場（既計画「幌内環境整備事業計画」にて構想）と併せて、小規模改良住宅の整備を行い、集落の中心となるゾーンを形成します。
- 自力再建は困難だが、住み慣れた地域での居住を希望される方などを主な対象とし、集落内で居住継続ができるよう小規模改良住宅を整備します。
- 土砂災害により閉塞したため発災時に通行できなかった、道道上幌内早来停車場線のバイパスとして、厚真川左岸の道路（幌内～富里～厚真）を避難路として拡幅、一部新設整備します。

(2) 富里・高丘・吉野地区

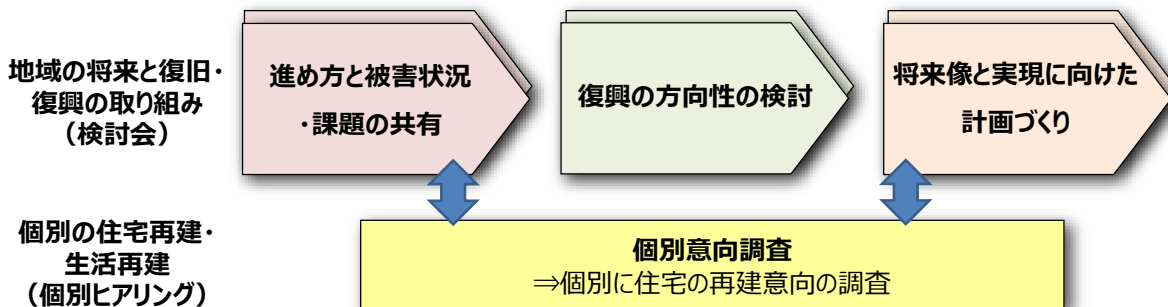
※当初は地区ごとに検討を進めましたが、共通の整備課題があるため、地域再生計画としては一体的な計画を作成します。

- すべての地区において集会所が被災したため、防災拠点として共同で利用可能な避難所と集会所を兼用できる施設を再建します。再建にあたっては、本震災の教訓を踏まえ、土砂災害や浸水被害からの安全性が高く、円滑にアクセスできる場所に整備し、一時的に避難できるような防災拠点を目指します。
- 自力再建は困難だが、住み慣れた地域での居住を希望される方などを主な対象とし、集落内で居住継続ができるよう小規模改良住宅を整備します。
- 土砂災害により閉塞したため発災時に通行できなかった、道道上幌内早来停車場線のバイパスとして、厚真川左岸の道路（幌内～富里～厚真）を避難路として拡幅、一部新設整備します。また、土砂災害により道路が閉塞し高丘地区が一時孤立状態となったことから、安全に通行できる避難路（高丘入口道路）の整備について、関係機関と調整の上、実施を検討します。

図表 5 - 3 地域再生計画策定のプロセスと協議等の経過

■ 地域再生計画策定の進め方

※ 地区により進め方は異なります。また、検討の進み具合も地区により様々です。

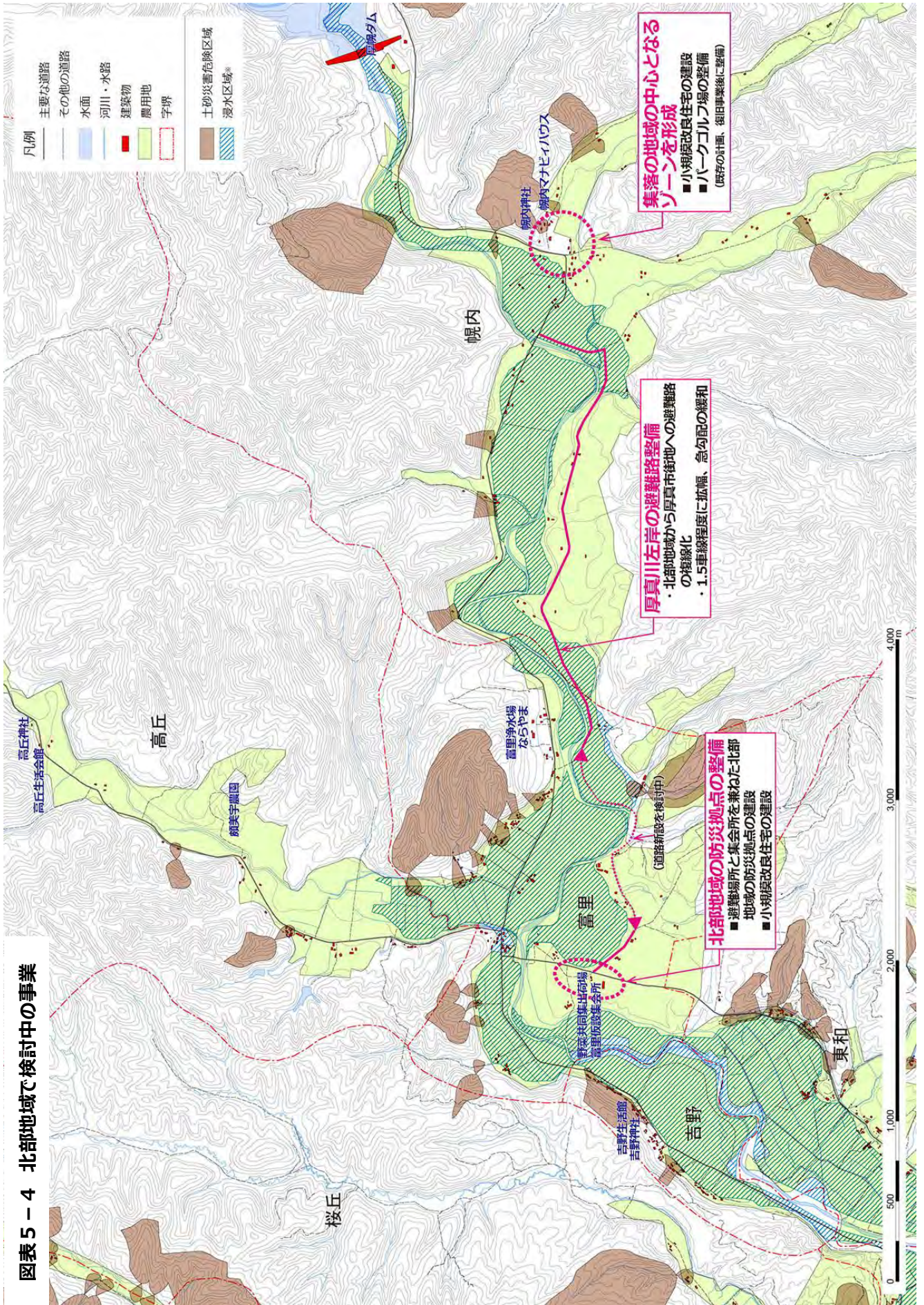


■ 協議等の経過

※ は参加者数

	幌内	富里	高丘	吉野
第1回検討会 ・地域再生計画について	R1 6/19 13名	R1 7/4 8名	R1 6/25 19名	R1 7/8 11名
個別意向調査（1回目）	7/10～12	7/24～8/2	7/17～19	7/30～8/2,30
第2回検討会 ・地区の課題の整理	8/22 8名	8/29 14名	8/27 15名	—
第3回検討会 ・計画の考え方	11/7 8名	10/31 14名	11/5 15名	—
個別意向調査（2回目）	11/18～22	11/18～22	11/18～22	—
第4回検討会 ・計画素案の提案	—	12/19 9名	R2 1/20 20名	—
第5回検討会 ・地域再生計画(R1)のまとめ				

図表 5-4 北部地域で検討中の事業



5 - 2 厚真市街地

①地域の特徴

厚真市街地は、商業施設や業務施設、厚真町役場庁舎を中心とした行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成されています。

また、ルーラルビレッジやフォーラムビレッジ（豊沢）、パークタウン新町、ハートフルタウン（表町）など分譲地造成によって良好な居住環境を有する住宅地が整備されています。

②被害状況と課題

- (1) 本震災によりルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区においては、地盤変状により多くの住宅が被害を受けました。
- (2) 本震災で住宅を失った方に対して、災害公営住宅等を整備する必要があります。また、全壊した特別養護老人ホーム豊厚園などの社会福祉施設の再建が必要です。
- (3) 厚真市街地には町の中心的な機能が集積しており、災害の発生に備えた防災拠点として機能向上を図る必要があります。

③地域整備の基本的な考え方

2-1 災害公営住宅、公営住宅等の整備

- ・ 町有地を中心に、新町地区、本郷地区に災害公営住宅、公営住宅等を整備します。整備にあたっては、これまでのくらし方が継続でき、新たなコミュニティの形成が図られるような住宅の配置、設計とします。
- ・ 整備にあたっては、全壊した特別養護老人ホームや社会福祉施設の再建と調和した土地利用を図ります。

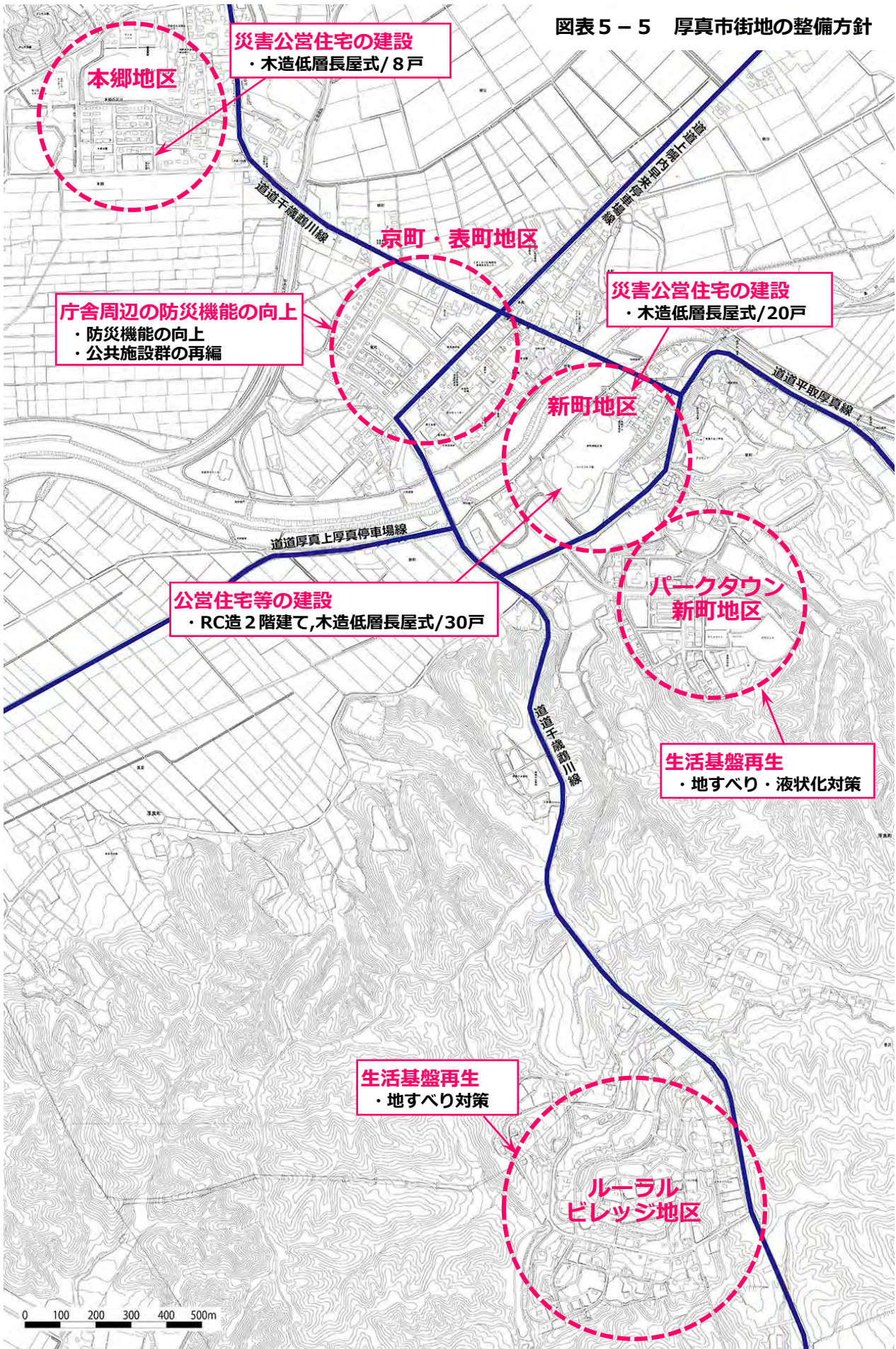
2-2 庁舎周辺の防災機能の向上

- ・ 京町・表町地区は、役場庁舎や指定避難所である総合福祉センターなどが立地する町の防災拠点であることから、今後の災害に際して拠点的な機能を果たせるよう、土地利用や施設整備を検討します。
- ・ また、中心的な公共施設が立地することから、防災機能の向上のみならず、平時における町民の利便性向上・都市機能の向上等の観点からも、土地利用や公共施設群の再編などについて検討します。

2-3 地すべり被害地区における生活基盤の再生

- ・ ルーラルビレッジ地区、パークタウン新町地区では、軟らかい粘土層で地すべりが起きたことによる道路のひび割れや段差、宅地の地割れや段差等、地盤変状による被害が多数発生しました。このためルーラルビレッジ地区では地すべり対策、パークタウン新町地区では地すべりと液状化の対策を実施します。
- ・ 被災した住宅の修繕や建て替えを含め、地すべり対策の事業終了後も安心して暮らせる生活環境の再生についても、検討します。

図表5-5 厚真市街地の整備方針



5-3 上厚真市街地

①地域の特徴

上厚真市街地は、近年、子育て支援や「かみあつまきらりタウン」の分譲、子育て支援住宅の整備など、まちづくりと連動した移住施策の推進により、人口増の傾向にあります。

②被害状況と課題

- (1) 本震災で住宅を失った方に対して、災害公営住宅等を整備する必要があります。
- (2) 本地域には町南部の中心的な機能が集積しており、災害の発生に備えた防災拠点として機能向上を図る必要があります。特に指定避難所である上厚真小学校へ至る通路が狭あいであることから避難路としての整備を行います。

③地域整備の基本的な考え方

3-1 災害公営住宅、公営住宅等の整備

・町有地等を中心に、災害公営住宅、公営住宅等を整備します。整備にあたっては、これまでの暮らし方が継続でき、新たなコミュニティの形成が図られるような住宅の配置、設計とします。

3-2 避難路の整備

・道道鶴川厚真線から上厚真小学校に至る町道は、児童の通学路でもあり、指定避難所に至る道路であることから、拡幅整備を行います。

図表5-6 上厚真市街地の整備方針



6. 第3期（復興計画）の策定に向けて

復旧・復興計画（第3期）は令和2年度に策定します。第3期では、「第4次厚真町総合計画」をはじめとした各種計画との連動のもと、町の復興に向けた具体的な取り組みをまとめます。また、地域再生計画の推進、協働の取り組みの検討・実施の視点を持って策定します。

■ 第4次厚真町総合計画をはじめとした各種計画との連動

- ・第3期の策定と同時期に、町では「第4次厚真町総合計画」の中間見直しの他、町の持続的な発展に向けた中長期的な方針を示す、次期地方創生総合戦略の策定・都市計画マスタープランの改定・こくどきょうじんか国土強靱化地域計画の策定を行います。また、本震災の教訓を踏まえた地域防災計画の改定、今後の都市機能誘導を具体的に定める立地適正化計画の策定に着手します。

○全体計画（第4次厚真町総合計画、次期地方創生総合戦略、こくどきょうじんか国土強靱化地域計画）との連動

- ・町の中長期的な目標や取り組みの検討に際しては、本震災からの復旧・復興の視点が欠かせません。第3期策定にあたっては、全体計画と連動しうる中長期的な視点を持つとともに、復旧・復興分野が町の持続的な発展に大きな影響を与えるものであるとの認識のもと、策定過程において丁寧な協議・検討を行います。

○個別計画（地域防災計画、立地適正化計画、公共施設等総合管理計画）との連動

- ・地域防災計画、立地適正化計画、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、本震災の教訓や、本震災後の市街地環境の変化、公共施設の防災機能充実の必要性を踏まえて新たな方針を検討するものであることから、第3期策定にあたっては、これらの計画との整合性を図ります。

■ 町の復興に向けた具体的な取り組みの取りまとめ

- ・第2期では、主に町民生活の早期復旧に向けてスピード感を持って取り組む必要のある項目について取りまとめました。
- ・第3期では、関係機関・団体などとの協議・調整や、十分な検討のもと、町の復興に向けた具体的な取り組みを取りまとめます。特に検討が必要なテーマは下記のとおりです。

○地方創生と連動した復興への取り組み

- ・本震災に関する支援活動などをきっかけに生じた新たなつながりを活用した関係人口創出・拡大
- ・だれもが活躍する地域社会の構築を目指す多様な人材の活躍・雇用創出
- ・SDGsやSociety5.0の推進による時代の流れを力にした持続可能なまちづくり

○安全性・安心性のさらなる向上に向けた取り組み

- ・インフラのきょうじんか強靱化 ・防災拠点の機能強化 ・役場庁舎等公共施設群の再編成
- ・自ら行動する防災意識社会の構築

○本震災の教訓を後世に伝えるための取り組み

- ・記録や記憶の保存・活用 ・震災遺構の設置検討

■ 地域再生計画に基づく事業の推進

- ・ 第2期において策定した地域再生計画に基づき事業を推進し、状況等の変化に応じて計画の見直しを行います。
- ・ 計画策定済みの地域の他、引き続き検討を行う地域や、国直轄事業により砂防堰堤の建設を進めていく中で移転者が見込まれる地域、厚真市街地周辺で大きな被害を受けた地域などについても、地域再生計画の検討・取りまとめを進めていきます。

■ 協働の取り組みの検討・実施

- ・ 第2期「4. 復旧・復興に向けた取り組み」にも掲載しているとおり、防災・福祉の分野では「公助」に加えて「自助」や「共助」の必要性が論じられています。また、今日、よりよい地域社会を実現するため、行政と住民、地域などが互いに知恵や力を出し合い地域の課題を解決する「協働」によるまちづくりが全国的に重視されています。厚真町においても、甚大な被害をもたらした災害からの復旧・復興を達成し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、「協働」の取り組みが欠かせません。
- ・ 町民ワークショップの結果（p.10-12参照）にも表れているように、本震災後、非営利・公益的な活動への関心の高まりや、町民による新たな活動のきざしが様々な分野で見られています。今後は、これらの取り組みを活動主体が実現・継続していくために、必要なサポートをすることが求められると考えます。
- ・ 第3期の策定過程においては、ワークショップや地域再生計画策定における地域との懇談などを通じて、町民との積極的な意見交換を行う他、各種情報提供や、民間あるいは外部とのネットワークづくりを通じて、町民主体の活動や、協働の取り組みについて支援を検討します。
- ・ 厚真町復旧・復興計画第3期では、「協働」や「町民主体」の視点を持ち、公共的課題の解決やまちづくり活動を、町民・地域・行政などが協働して推進していくための環境整備などの具体策を検討します。

厚真町復旧・復興計画（第2期）

令和2年4月発行

編集・発行 北海道厚真町

連絡先 厚真町まちづくり推進課
〒059-1692 厚真町京町120番地
TEL 0145-27-3179